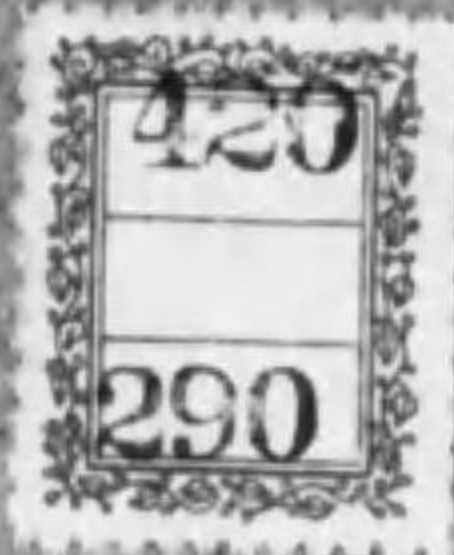


始



健民方策資料

岡山縣衛生會發行



序

本輯は編者が縣下各地の講習會、講演會等に於て人口問題、縣民保健對策なきを講述するに當り利用したポスター、圖表等を集録したものである。

從來聽講者の方々から之等圖表の貸與の申出ても屢々て相當破損もし、或は之を纏めて謄寫してもらひたいとの希望も尠くなかつた。その後人口問題は益々重要性を加へ、特に本縣の實狀は一層この問題を廣く縣民に周知徹底せしめる必要性があり「健民運動」の展開と共に何とかして之を集録して尠くも講習會なきの講本の一部に當てたいと考へてゐたが中々充分の時間を得ず漸く今一部分の圖表をこゝに健民方策の一資料として提供する次第である。

右は大部分、人口問題研究所發行「人口政策の葉」内閣統計局人口動態統計書等から其の數字を得又厚生省發行ポスターをそのまま、縮寫したもの、並に編者のノートから作製したものである。

昭和 17 年 7 月

岡山縣衛生課長 村 山 午 朔 編
岡山縣衛生會幹事長

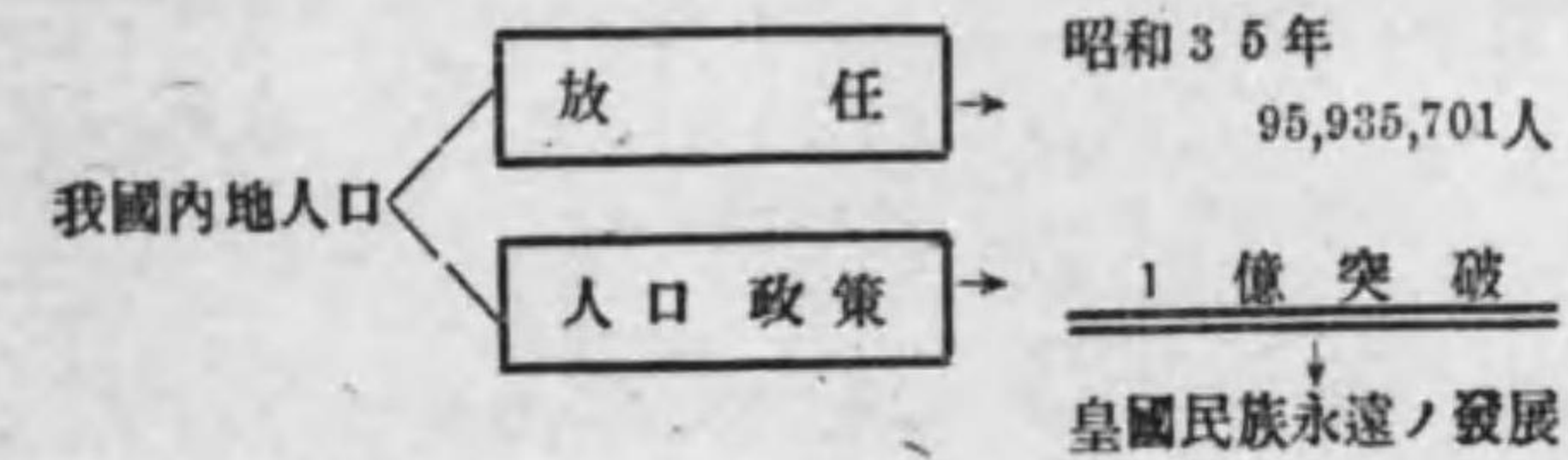
.. 目 次 ..

一、健民運動目標	1
二、健民運動に關するラヂオ放送要旨	2
三、健民運動實施に關する通牒	9
1、健民運動實施ニ關スル件依命通牒	9
2、戰時下ニ於ケル國民榮養指導ニ關スル件	11
3、結婚獎勵ニ關スル件	12
4、健全ナル結婚指導ニ關スル件	14
四、人口政策確立要綱	17
五、我が國出生死亡率の動向	21
六、我が國內地人の將來人口	21
七、文明諸國の人口増加率は年々低下する	22
八、列國出生率及死亡率の推移	23
九、婚姻年齢の變化	24
一〇、出産力の變化	25
一一、年齢別死亡率比較	26
一二、府縣別出生率死亡率の全國との比較	27
一三、明治五年以降我國出生率並死亡率	28
一四、中國地方に於ける出生率並死亡率	29
一五、乳兒死亡率	30
一六、乳兒死因別死亡率	31
一七、乳兒日齡別、月齡別死亡	32
一八、都鄙別乳兒死亡率	33
一九、中國地方に於ける乳兒死亡率	34
二〇、受檢壯丁體位表	35
二一、主要國結核死亡比較	36
二二、主要國年齢別結核死亡比較	37
二三、青年の主なる死亡原因	38
二四、岡山縣郡市別出生率並死亡率	39
二五、岡山縣郡市別結核死亡率	40
二六、結核豫防の技術的方法	41
二七、結核に對する集團檢診方法	42

元、結核に對する集團檢診後に於ける處置方法.....	43
元、消化器傳染病(特に赤痢)感染經路圖.....	44
三、體位向上は榮養から.....	45
三、健康十則.....	46
三、體位向上委員會答申.....	46
三、參考書の二三.....	53

一 健民運動目標

I 人口政策具體的目標



I 人口増加ノ方策

(甲)出生増加ノ目標

昭和25年迄 = { 婚姻年齡 3年早ム
一夫婦出生兒數 5 兒

目標ノ内容	現 在	目 標
結婚年齡 (初婚)	昭和13年 岡山 男28.39 28.60 女24.41 24.54	25 21
女子有配偶率 (15才-44才)(1.000=付)	昭和10年 655.3	(大正14年) 666.8
出生率 人口1.000=付	昭和13年 岡山 26.70 23.52	(大正14年) 34.9

(乙)死亡減少ノ目標

昭和35年迄 = 3割5分低下

死亡率低下ノ中心目標タル主要疾病	低下目標
1. 先天性弱質	現在ノ 1/2
2. 下痢及腸炎	" 1/2
3. 肺炎	" 1/2
4. 結核	" 1/2

乳 幼 兒

青 年

二 健民運動——其は皇國民族の

増強を圖る爲に

岡山縣衛生課長 村山午朔
醫學博士

(昭和17年5月2日岡山放送局より放送要旨)

御稜威の下、赫々たる皇軍の武勳に輝くこの征戰を最後まで勝ち抜きます爲に。二千六百有余年榮えて参りました皇國の更に彌榮を希ひますが故に——將來永遠に亘りまして皇國民族の優秀さ健全さを保ち續けなければなりませんと共に、こうした優秀健全な皇國民の數が飛躍的に増加し、尠くも昭和三十五年迄に内地人口一億突破を期することが絶対に必要なのであります。昨日から全國を擧げて「健民運動」——健全なる民族の増強運動を致してをります所以も亦こゝにあるのであります。

従つてこの健民運動は一週間とか十日間とかで済む運動ではございませぬ。——一年を通じて、十年を通じて否更に永く將來に亘つてこの大東亞戰爭の目的完遂の爲に、わが皇國民族の永遠なる發展の爲に、根強く我が民族の質の向上と量の増加を圖らなければならぬのであります。一個人の健全、一個人の優秀、其は個人の幸福の基であり、元より必要なことであります。然し單に自分さえ健康であればいゝと云ふ個人主義的健康運動では到底「皇國民族永遠の發展」と云ふ大目的を達成することは出来ないものであります。

きこまでも皇國の爲に私等は健康にならねばならぬ。

眞に皇國の爲に健康な子供をたくさん生み、強く、明るく、健かに、育て上げねばならぬ。何事も皇國民族の悠久なる發展の爲に——さうした確固たる民族意識に炎え立つてこそ始めて輝かしい皇軍の戰果に報ゆることが出来ると思ふのであります。

即ちこの「皇國民族精神の昂揚」——民族意識を昂めると云ふことこそ此の度の健民運動の根本であります。至ては之から出發しなければならぬと云ふことを充分認識して御協力を願ひたいのであります。

I) 私等は昔から可愛い・娘の爲にお雛様を飾り、その子の未來の健康と幸福とそして立派な母になつて呉れるやうにと希つて参りました。そして今若葉炎える紺碧の五月の空高く日の丸と共に鯉のぼりをひるがへして頼もしい坊やの爲に同じく將來の幸福と健康とそして強い兵隊さんになつてお呉れと祈つてをります。

雛の節句、端午の節句ノ何と云ふ美はしい風習でございませう。こふしたさ・やかな一つのしきたりにも私等は皇國日本に生れ出た喜びを泌々と感じます。

然し可愛い・我が子等に對するこふした父の希望、母の祈りにも拘らず今までの我國の赤ちゃん方の死亡率は余りにも高過ぎました。特にわが岡山縣はその生れる割合が全國平均に比べて大邊低く、然かも死にます割合が高かつたのであります。之では皇國に對し洵に申譯ないと存じます。今こそ、今日からこそ誰でもが考へてをり又希つてをりますやうに「わが皇國民族は永遠に發展しなければならぬ民族である」と云ふことを誰もの胸にはつきり、しつかり刻みつけて、皇國の爲に丈夫な赤ちゃんをたくさん生まなければならない。皇國の爲に生れた子供は一人もなくさないやう丈夫に育て上げねばならない。と云ふ強い氣持で赤ちゃんのある人もない人も、隣組内の子供は隣組の人々が皆一緒にと云ふ風に百三十三万縣民が一丸になつてこの大事な皇國の寶を護り育て上げて頂きたいと存じます。

(II) 幸ひ本縣では昨年一昨年度には今までにないたくさんの赤ちゃんが生まれました。嬉しいことです。ほんとに有り難いことです。方々に結婚相談所、斡旋所なごも出来る筈ですが年頃の娘さんは早く結婚の出来ますやう皆で心配しお

世話して上げて下さい。「結婚年齢を早めませう」「健康第一の優生結婚を致ませう」其が今、もつと出生率を高め、優秀な子孫を得る爲に大切な事なのであります。

(Ⅲ) 我國では四才未満の子供さん方の死亡が全死亡の三割も占めてをり、折角有り難い皇國日本に生れ乍らお誕生を迎えないで死にます者だけでも二十三人を數えてをります。その主な原因は、先天性弱質（生れつき生きてゆけない弱い子供）次に肺炎、下痢及腸炎であります。

尙死産——死んで生れる赤ちゃんが年々十萬、更に流産、早産を加へますと莫大な數となり、健康な國民を多數必要とする今日、洵に残念なことであります。

この爲に母を護る、妊婦を護ると云ふことが非常に大切なのであります。男が國防の第一線に或は産業戦線に立つて雄々しい活動を致しますこと言ふまでもありませんが其の蔭に黙々として家を守り、優秀健全な國民をたくさん産み、之を立派な日本人に育て上げますことは母性の第一の任務であり、強い國には必ず強い母があり、強い母によつてこそ強い子供が生れることは申すまでも御座いませぬ。特に人不足の今日その母にまで食糧増産其他二重三重の大きな負擔をかけてをります。

過勞に陥らぬやう母を護りませう。妊婦を大切に保護致しませう。母性の優秀健全たることを願つて始めて優秀健全なる次代の皇國民を期待することが出来るのであります。近く妊婦届出制度が實施されるのもこの目的の爲であります。流早産、死産の多いこと、先天性弱質で死亡する赤ちゃんの多いこと、之には妊婦の過勞、種々な疾病が關係致しますが特に花柳病——性病が大きな役割を致してをります。この敵性潜水艇とも云ふ可き性病を徹底的に撲滅しなければなりません。

今年から乳幼児の検診は國民體力法に基づいて行はれ、義務として之を受けなければならぬこととなります。そして體力手帖が交付されますから度々健康

診断を受けて、赤ちゃんを丈夫に育て上げることに特に努力して頂きたいと存じます。其他町村や學校では母親學校を開いて育児知識の向上を圖るとか、恒久的保健施設を計畫實施するとか夫々地方の實狀に即して母性乳幼児保健の爲に縣民總がかりで骨折つて頂きたいと存じます。

(Ⅳ) 次に重大な問題は「結核問題」であります。

御承知の通り結核病は之から皇國の爲に御奉公しやうと云ふ有爲の青年、現在産業戦線に最も能率高く活動してゐる青壯年層を中心に年々十五万人以上も死に至らしめ、然かも逐年増加の傾向を示してゐるのでありますから、之が個人の生活をおびやかす事は勿論、國家に及ぼす損害は實に甚大なるものがありまして、昭和十四年四月二十八日畏くも 皇后陛下より之が豫防撲滅に關し御令旨を賜り、昨日各所に之が奉讀式を舉行致しまして感激を新たにし官民一致御趣旨に添ひ奉るやう決意された事と存するのであります。皇軍が日の丸をかざす所敵なく胸のすくやうな輝かしい戦果を収めてをりますやうに、銃後國民の全てが一丸となつて結核豫防戦線に突進致しますならば之が撲滅は必ずしも困難ではないと存するのであります。

結核は癒らない、結核と診断されたら死の宣告を受けたやうなものだと悲觀するが如きは認識不足も甚だしく、結核に關する正しい知識が欠けてゐるからであります。私も嘗ては結核青年として悩んだこともありました。然し今こふして元氣で一生懸命健民運動をやつてゐるのであります。結核は必ず治ります要は早期発見、早期治療にあります。

火事でも屋根に燃え抜けたやうなものは之を消しとめても其の家は後の使用に耐えませぬ、小火の間又は出来るなら燭火を倒したと云ふやうな時に之を発見して消しとめるのが最も容易でもありますし損害も亦少いのであります。以前醫學が進歩してゐなかつた時代には丁度火の見櫓から屋根に燃え抜けた火事を発見するやうに相當ひさくなつた結核を診断してゐましたから、肺病は不治

の病だなと考へられたのであります。その後肺結核の初期は肺炎カタルでこの頃に発見すれば癒ると言はれましたが、之ももう障子に炎えうつつた程のもので、今日私等はそこまでも行かない燭火の倒れた程度のもを発見出来るやうになつたのであります。燭火が倒れた場合は其を放つてをいても普通は自然に消えてしまひ、火事になるのは特別の場合であるのと同じやうに、肺結核の眞の初期は矢張り放つてをいても大部分は自然に癒つてしまひ、特別の場合に發病進行して著明な肺結核患者となるのであります。

今日私等が肺結核の初期と言つてをりますのと、昔肺病といつたものとの間には燭火の倒れたのと本當の火事との差異があるのであります。ですから今日では肺結核の初期と言はれるのは風邪引と診斷されたのと同じでありまして、ちつとも悲觀する必要はないのであります。誰も風邪だと言はれて驚くものは御座いますまい。以前肺結核が不治の病だと考へられた時代には結核の診斷はまるで死の宣告のやうに響きましたので醫者もかくす、家の人もかくすと云ふ風で本人に本當のことを教えませんから、反て豫防の上にも治療の上にも不都合を來し益々蔓延して參たのでありまして、之は醫者も悪かつたし一般の方も余りに認識が足りなかつたのであります。然し今日尙こふした考へ方を持つてゐる方があれば時代遅れも甚だしいものと申す可きであります。

所が燭火が倒れた程度の結核を発見するには單に醫者が普通致しますやうに胸をたいてみたり、聽診器で聞いてみたりしただけでは分りません。

先づ第一に結核に感染したことがあるかないかを區別する事が必要で、ツベルクリン反應と云ふものをみます。つまりある液を皮膚の中へ注射しますと結核に感染したことのあつた者は一程度の大きさに其處が赤く脹れるのであります。結核は遺傳でなく皆生れてから後感染するのですから生れたての赤ちやんは赤く脹れず即ち陰性で、年と共に陽性率、つまり赤くなつて脹れる者が多くなり今日大都市では三十才以上になれば全部の者が陽性になる、つまり一度は結核

に感染すると云ふことになるのであります。

よく、ツベルクリン反應が陽性だといつて肺病になつたかのやうに心配する人がありますが之は只感染したことがあると云ふだけで感染と發病とは違ふのであります。

そこで、この陽性者が一度は感染したが發病もせず既にいつの間にか癒つてしまつてゐる人か（感染した人の9割はこふして自然に癒ります）又發病はしたが完全に癒つて健康人と變らぬやうになつてゐる人か（こふした人は反て結核に對し抵抗力が強くなつてゐます）又は現在病人であると云ふことを調べる事が必要で、この爲にはさうしてもレントゲン検査特に寫眞をとつてみなければなりません。更に必要ある者には赤血球沈降速度の検査——之は血液をとつて固まらないやうにし細い管に入れて立て、置くと赤血球の沈んでゆく速度が患者は早く、癒ると遅いと云ふので参考になります。尙又大切なことははつきり結核を確める爲、又他人に感染させる虞れがある開放性がさうかをみる爲に喀痰の検査をする事も必要であります。

所がこゝに注意しなければならぬことは、初期の結核と云ふものは何の自覺的症狀もないものが大變多いことであります。

微熱が續いたり、咳が出たり、寝汗が出たり、瘦せたりすると云ふのは肺の變化が相當著明になつて來てからが多く、初め突然發熱しても一日か數日で無熱となり氣分も全く健康な時と變りがなく通例單純な感冒と考へられてをるのであります。

ですから健康な人でも必ず「年に一度は健康診斷」を受けることが必要で、さうぞ、岡山、總社、林野等にあり今後も方々に増設して參ります縣の保健所や健康相談所を是非御利用下さい。

最近縣の結核豫防會支部ではX線間接撮影機で會社、工場、學校などの集團生活者や村民全部と云ふ風に集團檢診をやつて之が早期発見に力めてをりま

す。

尙先き程感染と發病とは違ふと申しましたが普通初期感染の後半年か一年位の間に發病する者が最も多いですからツベルクリン反應の陰性の方はその後四ヶ月か半年に一度この注射をくりかへして陽性に轉化した時を早く知りその後の半年か一年を特別注意して過勞しないやうにし、榮養に氣をつけ規律正しい衛生的生活をしてゆけば發病を防止することが出来るのであります。

其の他くはしい事は保健所なきで御相談願ひたいと存じますが、結核の豫防撲滅は、先きにも申しましたやうに「早期發見、早期治療」にあるのであります。早期治療と申しまして別の特効薬がある譯でなく、早期つまり燭火の倒れた程度の時期に發見して大氣安靜療法——即ち新鮮な空氣を吸つて心身共に安靜を守ることが第一であります。假令病狀が少し位進んでゐても必ず癒るとの信念の下に迷はず氣永に闘病すれば必ず癒るのであります。

(V) 之を要するに獨り結核對策のみならず、健康な者も更に強健にならねばならぬ今日、この健民運動を機會に毎日の私等の生活をより衛生的生活に之を合理化し、實踐して參ることが時局下最も緊要なことであり、健康な者は益々体力の錬成に力めねばならぬのであります。

我々皇國民として永久に忘れることの出来ない昭和十六年十二月八日、宣戰の大詔の奉讀に尊き大御心の程を一語も漏さじと目に涙さえして國民の一人残らずが謹み拜承したあの感激の日、本縣として特に彼の軍神片山兵曹長を出した日、私等は日々あの感激を深く胸にさざむで皇國民族として永遠の發展を圖るが爲に、何が何でも大東亞戰爭を勝ち抜く必勝の信念を固めねばなりませぬ。そして大東亞共榮圈を確立してその盟主指導者とならねばなりませぬ。その爲にはさうしても根本問題として「健民運動」を徹底せしめねばならぬのであります。いつも縣廳入口に掲げてありますやうに「縣民皆戰闘員」「全てを戰時的に」でなければなりませぬ。未曾有の大戰爭をしてゐるのですから物の不足

は當然です、不自由は當然です、第一線將兵の勞苦を忍んで無駄のない機生活の合理化で之を克服し愈々健康第一で職域奉公に邁進しなければなりませぬ。食糧が不足すればこそ尙更偏食の矯正、咀嚼の勵行、調理方法の研究工夫、郷土食料の活用等榮養の改善、共同炊事の普及なきも益々緊要となつて参ります。

斯くて全てを皇國の爲に、確固不拔の信念を以て心身の修練に力め銃後の御奉公を完ふ致したいと存するのであります。

三 健民運動實施に關する通牒

1 健民運動實施ニ關スル件依命通牒

(昭和17年4月4日衛第1900號
岡山縣警察部長發 各市町村長 警察署長宛)

聖戰目的完遂ヲ期スル爲ニハ皇國民族ノ量的及質的ノ飛躍的發展ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底セシムルノ要極メテ緊切ナルニ鑑ミ別紙要綱ニ依リ全國一齊ニ健民運動ヲ實施スルコト、相成候旨厚生次官ヨリ通牒有之候ニ付テハ本運動ノ趣旨ヲ體シ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキヲ期スル様特段ノ配意相成度追テ本運動實施ニ際リ縣下關係方面ト協力實施スベキ具體的計畫ニ關シテハ不日樹立ノ上更ニ通牒ノ豫定ニ有之候モ各地ニ於テハ速カニ各關係方面ト緊密ナル連絡協調ノ上其ノ地ノ實情ニ即シ之ガ實效ヲ收ムベキ適切ナル具體的實施計畫準備相成度申添候

健民運動實施要綱

- 一、趣旨 大東亞共榮圈ヲ建設シ其ノ悠久ニシテ健全ナル發展ヲ圖ルハ皇國ノ使命ナリ之ガ目的達成ノ爲ニハ我ガ民族ノ永遠ニ發展スベキ民族ニシテ東亞共榮圈ノ確立並ニ發展ノ指導者タルノ矜持ト責務トニ對スル國民的自覺ヲ促スノ要アルト共ニ我ガ國人口ノ急激ニシテ永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的向上ヲ圖ルノ要緊切ナルモノアルヲ以テ茲ニ本運動ヲ展開シ聖戰目的完遂ノ一助タラシメントス
- 二、名稱 健民運動
- 三、強調期間 五月一日ヨリ五月八日 大詔奉戴日ニ至ル八日間
- 四、目標 皇國ノ使命達成ハ國民精神ノ作興ニ努ムルト共ニ皇國民族ノ量的及質的ノ飛躍的增強ヲ基本條件トスルノ認識ヲ徹底セシムルコト

五、實施要項 本運動ノ徹底ヲ圖ル爲特ニ

- 一、皇國民族精神ノ昂揚 一、出生増加ト結婚ノ獎勵 一、母子保健ノ徹底
 - 一、體力ノ鍊成 一、國民生活ノ合理化 一、結核及性病ノ豫防撲滅
- ニ重点ヲ置キ地方ノ實情ニ即シ右ノ内適切ナル事項ヲ選擇シ各其ノ實踐強調ニ勉メ以テ實效ヲ收ムルコト

六、實施方法

- (一)大政翼贊運動ト協力シ夫々適切ナル實行計畫ヲ樹テ本運動ヲ徹底セシムルコト
- (二)官廳、學校、會社、工場、産業團體、保健衛生團體、厚生團體、婦人團體等ノ各種團體ト連絡ヲ密ニシ其ノ協力ノ下ニ本運動ノ徹底ヲ期スルト共ニ夫々適切ナル實行計畫ヲ樹テシムルコト
- (三)部落會、町内會等ノ常會ニ對シ實行計畫ヲ提示シ國民全般ニ本運動ヲ徹底セシムルコト
- (四)官廳、學校、會社、工場其他各種團體ニ於テ本運動第一日ヲ期シ昭和十四年四月二十八日 皇后陛下ヨリ賜ハリタル結核豫防ニ關スル令旨ノ捧讀ヲ行ヒ御趣旨ノ透徹ヲ期スルコト
- (五)從來實施シ來レル各種ノ健康増進ニ關スル運動、兒童愛護ノ運動等モ本運動ノ趣旨目標ニ沿ヒ健民運動ノ一翼トシテ協力セシムルコト

健民運動具體的事例

一、皇國民族精神ノ昂揚

皇國民族ノ永遠ニ發展スベキ民族タルノ自覺ヲ鞏固ニスルト共ニ個人ヲ基礎トスル世界觀ヲ排シテ家ト民族トヲ基礎トスル世界觀ノ確立徹底ヲ圖ルコト

一、出生増加ト結婚ノ獎勵

結婚増加ハ必ズシモ生出増加トナラザル過去ノ事實ニ鑑ミ結婚ノ獎勵ハ家ト民族トノ繁榮ヲ期シ生出増加ヲ目標トス尙出生増加ニ關シテハ人口政策確立要綱中第四項第一ニ基キ一夫婦ノ出生數ヲ平均五兒ニ達スルコトヲ目標トス

- 一、結婚報國思想ノ啓發 二、適齡結婚及健康結婚ノ獎勵 三、公共團體ニ於ケル結婚相談施設ノ設置 四、會社、銀行、工場等ニ於ケル結婚幹旋施設ノ設置 五、結婚幹旋機關相互ノ聯絡 六、結婚行事ノ改善

一、母子保健ノ徹底

イ、母性ノ保護

- 一、母性保護知識及母性保護思想ノ普及宣傳 二、勤勞女性ノ健康相談及指導 三、妊婦ニ對スル奉仕診療 四、母性ノ過勞防止及榮養増進

ロ、乳幼兒ノ保護育成

- 一、育兒知識及愛育思想ノ普及宣傳 二、乳幼兒ノ健康相談及育兒指導
- 三、乳幼兒愛護施設ノ擴充 四、乳幼兒ノ榮養確保

一、體力ノ鍊成

- 一、体力鍊成ニ關スル科學的知識ノ普及 二、ラヂオ体操ノ勵行
- 三、職場各種集會等ニ於ケル大日本厚生体操ノ實行 四、徒歩ノ獎勵
- 五、集團勤勞作業ノ實施 六、武道ノ獎勵

一、國民生活ノ合理化

- 一、食生活ノ合理化 二、衣服ノ改善 三、住宅ノ合理化

一、結核及性病ノ豫防撲滅

イ、結核ノ豫防撲滅

- 一、結核豫防知識ノ涵養 二、集團檢診ノ徹底 三、患者家族ニ對スル結核豫防ノ徹底 四、採光換氣ノ改善及外氣生活ノ獎勵

ロ、性病ノ豫防撲滅

- 一、性病撲滅知識ノ普及 二、血清檢査ノ勵行(殊ニ婦人ニ對シ)

(本運動ニ關スル具體的計畫ニ關スル通牒四月二十日衛第一九〇〇號總務部長、學務部長、經濟部長、警察部長連名發 警察署長、市町村長、中等學校長、青年學校長、國民學校長、幼稚園長、會社工場長、各種團體長宛、健民運動實施ニ關スル件通牒ハ省略)

2 戰時下ニ於ケル國民榮養指導ニ關スル件

(昭和17年4月20日衛第11343號
岡山縣警察部長發 市町村長警察署長 市町村農會長宛)

戰爭遂行下國民ノ体力氣力ノ維持培養ヲ圖ルノ要愈々緊切ナルヲ以テ現下ノ食糧事情ニ即應シテ國民榮養ノ改善確保ニ關シ左記事項參考ノ上其ノ地ノ實情ニ即シタル方策ニ依リ之ガ實踐ニカメ以テ其ノ實效ヲ收ムルニ特段ノ配意相成度追テ本件ハ來ル五月一日ヨリ八日間全國一齊ニ展開セラルベキ健民運動強調期間ニ於テ差當リ之ガ趣旨ヲ十分徹底候様御取計相成度申添候

記

一、食ニ對スル感謝ノ念ノ涵養

戰時下ニ於ケル食糧事情ニ關スル認識、理解ヲ深カラシメ、食物ニ對スル感謝ノ念ヲ涵養シ、謬レル偏執ヲ矯メ得易キ食物ノ活用攝取ヲ指導獎勵スルコト

二、食物ノ完全活用ノ指導

物資ノ愛護活用ハ刻下最モ留意スベキ所ナルモ食物ノ榮養部分ノ廢棄セラル、モノ鈔カラザルヲ以テ葉、皮、臟腑、骨等ニ關スル利用方法ニ就テハ特ニ周知徹底ヲ圖ルコト尙救荒食物ノ利用、食物ノ保存貯藏ニ關スル知識技術ノ

普及ニ努メ之ガ實踐ヲ圖ルコト

三、咀嚼ノ勵行

咀嚼ヲ十分ナラシムルハ消化吸収ヲ良好ナラシメ延イテハ食糧ノ節約ニ資スルヲ以テ之ヲ獎勵スルコト

四、自給榮養資材生産ノ獎勵

自家用ノ榮養資材ヲ確保補完スル爲空閑地、厨芥等ノ利用ニ依リ蔬菜、魚類家畜等ノ栽培、飼育ヲ獎勵指導スルコト特ニ農村ニ在リテハ之ガ計畫的生産ヲ指導スルコト

五、家庭ニ於ケル榮養ノ改善

家庭ニ於ケル炊事擔當者ノ榮養ニ關スル知識、技能ヲ啓發スルハ榮養確保並ニ資材ノ活用節約ノ基本ナルヲ以テ之ガ目的ヲ達スル爲各般ノ機會ヲ利用スルハ勿論ナルモ特ニ隣保組織ヲ通ジテノ普及徹底ニ意ヲ用フルコト

六、集團榮養改善ノ獎勵

榮養改善ノ效果ヲ舉グル爲ニハ集團榮養改善ノ方法ニ依ルコト極メテ有效ナルヲ以テ農繁期共同炊事、經常的共同炊事並ニ學校、工場、事業場等ニ於ケル榮養改善ノ獎勵ニ力ヲ致スコト

七、共同炊事擔當者ノ養成

共同炊事ノ實施ニ付テハ榮養の見地ヨリノ指導並ニ管理ヲ必要トスルヲ以テ共同炊事ノ獎勵ニ當リテハ豫メ之ガ實施ノ中樞ト成ルベキ者ヲ講習會等ニ依リ養成スルコト

前項講習會等開催ニ際リ講師派遣ヲ要請セラル、向ニ對シテハ縣ヨリ可及的ニ之ニ應ズル見込

3 結婚獎勵ニ關スル件

(昭和17年4月20日衛第9751號發令
岡山縣警察部長岡山縣學務部長發 警察署長 市町村長 保健所長殿健康)
相談所長縣立診療所長中等學校長青年學校長職業指導所長宛)

結婚ノ獎勵ニ關シテハ曩ニ閣議決定ノ人口政策確立要綱ニ於テモ種々決定ノ次第有之候處男女ノ婚期益々遅延セムトスルノ情況ニ鑑ミ結婚促進ノ爲適當ナル方途ヲ講ズルハ刻下ノ急務ト信ジ候ニ付テハ特ニ左記事項御留意ノ上各地ノ實情ニ即シ適正ナル措置ヲ講ジ以テ結婚獎勵ノ實ヲ舉グル様格別ノ御配意相成度追テ右ハ差當リ來ル五月一日ヨリ八日間全國一齊ニ展開セラルベキ健民運動強調期間ニ於テ之ガ趣旨ノ普及徹底並ニ對策樹立ニ關シ特段ノ御考慮相成度特ニ申添候

(別 記)

第一 結婚思想ノ普及啓發ニ關スル事項

結婚ニ關スル正シキ思想ヲ普及啓發スルコトハ結婚獎勵ノ基本要件ナルヲ以テ結婚ハ家族繁榮ノ根幹國家興隆ノ基礎タル所以ヲ徹底セシメ成ルベク速ニ健全ナル結婚ヲナスヤウ獎勵スルコト而シテ右ニ關シテハ特ニ左ノ事項ヲ強調スルコト

一、適齡結婚ノ普及ヲ圖ルコト

近時ニ於ケル晩婚ノ傾向ノ根柢ニハ青年男女ノ結婚後ノ生活ニ對スル過度ナル文化的要求及徒ラナル憂慮アリ之ガ爲ニ結婚ヲ逡巡スル傾向尠カラザルヲ以テ結婚ニ關スル實實眞摯ナル氣風ヲ振作シ成ルベク速ニ結婚シテ勞苦ヲ共ニシ健全ナル家庭ヲ築キ以テ優良ナル次代國民ヲ多數育成スルヤウ指導スルコト之ガ爲成ルベク男子ハ二十五歳女子ハ二十一歳マデニ結婚スルヤウ獎勵スルコト

二、健全ナル結婚ノ普及ヲ圖ルコト

結婚ハ單ニ當事者間ノ問題ニ止ラズ長ク子孫ノ繁榮ニ資スルモノナルヲ以テ配偶者ノ選擇ニ當リテハ相手ノ心身ノ健康ニ重キヲ置キ外面ノ條件ニ拘泥スルコトナキヤウ誘導スルコト尙之ガ爲ニハ成ルベク結婚前相互ニ健康證明書ヲ交換シ惡質ナル遺傳病者或ハ性病者等トノ結婚ヲ避クルヤウ指導スルコト

三、結婚ニ關スル迷信ヲ打破スルコト

結婚ニ關スル諸種ノ迷信ガ今尙世上ニ跋扈シテ結婚ノ成立ヲ妨グツ、アルコトハ寔ニ遺憾ナルヲ以テ合性、年廻り、丙午、方位ノ吉凶等科學的ニ何等根據ナキ荒唐無稽ノ迷信ニ捉ハル、弊風ハ速ニ打破スルヤウ努ムルコト

第二 結婚ノ獎勵及斡旋ニ關スル事項

結婚ノ促進ヲ圖ル爲結婚ノ指導、獎勵及斡旋ニ關シ左ノ方法ヲ講ズルコト

一、一般ニ結婚ノ獎勵及斡旋ノ風ヲ盛ニスルコト

國民一般並ニ各種團體等ニ對シ國策ニ協力スルノ主旨ヲ以テ結婚ノ獎勵及斡旋ニ心掛クルヤウ指導スルコト

二、事業場等ニ於ケル結婚斡旋施設ノ設置ヲ獎勵スルコト

會社、銀行、工場、礦山其ノ他相當多數ノ従業員ヲ有スル事業場等ニ對シ従業員又ハ其ノ家族ノ結婚ノ獎勵及斡旋ヲ目的トスル施設ヲナスヤウ獎勵スルコト

三、市町村其ノ他公益團體ニ於テハ結婚相談施設ノ設置ニ努ムルコト

一般ノ結婚相談、指導及斡旋ニ努ムル爲市町村等ニ於テハ結婚相談所又ハ結婚斡旋委員等ノ結婚相談施設ノ設置ニ努ムルコト

四、結婚斡旋施設相互間ノ聯絡ノ方途ヲ講ズルコト

結婚斡旋ノ圓滑ヲ期スル爲結婚斡旋施設相互間ノ聯絡ヲ目的トスル會合、組織等ニ付適當ナル措置ヲ講ズルコト

五、歸還軍人並ニ傷痍軍人ノ結婚ニ關シテハ固ヨリ尙左ノ者ノ結婚ニ付テハ特ニ適當ナル方法ヲ講ズルコト

1、職業婦人

婦人が職業ニ従事スレバ婚期ヲ失スル傾向アルヲ以テ職業婦人ノ著シク増加スル現下ノ時局ニ鑑ミ其ノ結婚ニ付テハ特ニ考慮シ適當ナル方法ヲ講ズルコト

2、海外在住者

海外特ニ滿洲國、中華民國、南洋等ニ進出セル男子ニ對シ内地ヨリ配偶者ヲ斡旋シテハ以テ内地女性ノ結婚難ヲ緩和シ他ハ以テ海外在住者ノ家庭生活ノ安定ヲ圖ルコト、之ガ爲ニハ海外ニ於ケル適當ナル機關ト聯絡ヲ保チ斡旋ノ途ヲ講ズルト共ニ海外事情ノ紹介普及ニ努メ徒ラニ海外生活ニ對シテ危懼ノ念ヲ懷カシメザルヤウ指導スルコト

第三 結婚費用ノ徹底的輕減ニ關スル事項

結婚ニ多額ノ經費ヲ濫費スル因襲ハ我が國一般家庭ニ大ナル負擔ヲ與フルノミナラズ之ガ爲結婚ヲ遲延セシムルコト尠カラザルヲ以テ此ノ際既ニ改善方策ノ確定セル地方ニ在リテハ之ガ實行ノ徹底ヲ期シ未ダ改善ニ關シ方策ノ確立シ居ラザル地方ニ在リテハ地方ノ實情ニ即シ翼賛運動ト協力ノ上速ニ適當ナル對策ヲ樹立シ結婚様式ノ改善ヲ斷行シ以テ結婚費用特ニ仕度、披露宴等ノ費用ノ徹底的輕減ヲ圖リ戰時下國民生活ヲ強化スルト共ニ結婚促進ノ實ヲ舉グルコト

4 健全ナル結婚指導ニ關スル件

昭和17年4月20日衛第1112號
(岡山縣警察部長岡山縣學務部長發 市町村長 警察署長 保健所)
健康相談所長 縣立診療所 中等學校長 青年學校長宛

人口政策遂行上其ノ基本ヲ爲スベキ結婚ノ獎勵ニ關シテハ本日別途及通牒置候處其ノ健全ナル結婚ノ普及ニ當リテハ別記指針ニ準據ノ上指導ヲ行ヒ以テ人口ノ增強ニ關シ遺憾ナキヲ期スル様特段ノ配意相成度

追テ右ニ關スル指導ニ當リテハ保健所、健康相談所其ノ他保健指導施設ヲ活用シ以テ所期ノ效果ヲ舉グル様致度申添候

(別 記)

健全ナル結婚ノ指導指針

結婚ハ單ニ當事者間ノ問題タルニ止ラズ國家興隆ノ基礎、家族繁榮ノ根幹ナルヲ以テ健全ナル結婚ヲ目標トシ地位、門閥、財産等外面ノ條件ニ拘泥セザル様指導スルコト而シテ健全ナル結婚トハ完全ナル生殖能力ヲ有シ結核、性病其ノ他惡性ナル慢性傳染病ニ罹患セズ且遺傳的ニ健康ナルコトヲ根本條件トスルヲ以テ左記ニ依リ指導ヲ行フコト

一、生殖能力

1、健全ナル生殖能力ヲ有スルコトハ健全ナル結婚ノ必要條件ナルヲ以テ生殖能力缺損ノ疑アルモノニツキテハ豫メ専門醫ノ診療ヲ受ケ能力ヲ恢復シ置ク様指導スルコト

1、婦人ノ腹部疾患、生殖器炎症、發育不全等ハ生殖能力缺損ヲ來スコト多キヲ以テカカル既往症アルモノ及ビ月經異常例ヘバ無月經、初潮遲延月經不順、月經痛等アルモノニツイテハ専門醫ノ判斷ヲ求メシムルコト

2、男子ノ生殖能力缺損ノ主タル原因ハ淋病ナルヲ以テ之ニ罹患セザル様指導スルコト

淋病ニ依ル生殖能力ノ缺損ハ精管閉鎖ナルヲ以テ淋病就中淋菌性副睪丸炎アリタルモノニツイテハ精液検査ニヨリ精子ノ有無ヲ確カムルコト

ロ、生殖能力ヲ缺グモノハ同ジク生殖能力ヲ缺グモノ同志又ハ遺傳病患者ト結婚スル様ニ指導スルコト

二、結 核

1、結核體質並ビニ之ガ遺傳ノコトヲ一般ニ徹底セシムル様指導スルコト
ロ、結核患者ノ結婚ハ健康診斷ノ結果ヲ基礎トシ結婚後ノ生活條件等ヲ考慮ニ入レ次ノ如ク指導スルコト

1、開放性結核患者ハ治癒スルマデ原則トシテ結婚セズ様指導スルコト

2、傳染ノ虞ナキ輕症結核患者ノ結婚ノ可否ハ個々ノ場合ニ當リ症狀、結核豫防知識、生活狀態職業等ヲ顧慮シテ判斷スルコト

3、症狀ニ依リ尙治療ヲ要スルモノニ就テハ適當期間結婚ヲ延期シ療養ニ努ムル様指導スルコト

ハ、結核婦人ノ妊娠ニツキテハ從來危險ガ過大視サレ結婚ガ拒否サレ避妊、妊娠中絶ガ濫用セラレタル傾向アルヲ以テ行キ過ギヌ様指導スルコト

三、性 病

1、性病患者ノ結婚ハ人口政策上其ノ他ノ點ヨリ見テ望マシカラザルモノナルヲ以テ可成健康診斷書ノ交換等ニ依リ其ノ危險ヲ避ケシメ又罹患セハ完全ニ治癒シタル後ニ結婚セシムル様指導スルコト

性病ニ關スル診斷ハ臨床的診斷、血清反應、檢尿等ヲ綜合シテ行ヒ必要ア

レバ専門醫ノ診察ヲ受クル様指導スルコト

性病感染又ハ感染ノ危険アル機會ヲ有シタル既往歴アルモノニツイテハ特ニ綿密ナル診断ヲ行ヒ現在性病ナシト認メ又ハ傳染ノ危険ナシト認メラレザル限リ結婚セザル様次ノ如ク指導スルコト

1、梅毒罹患ノ既往症ナキモノ又ハ梅毒罹患ノ危険アル機會ヲ有セザルモノハ一回ノ血清反應検査ニテ陰性ナレバ結婚ヲ可トスルコト

2、梅毒罹患ノ既往症アルモノニツイテハ早期ニ効果的ノ治療ヲ受ケ血清反應陰性トナリ六ヶ月後再検査ヲシ尙陰性ナレバ結婚差支ナシトスルコト

一般ニ既往症ヲ有スルモノハ六ヶ月ノ期間ヲオイテ二回血清反應ヲ檢シ何レモ陰性ナレバ可トスルコト

尙充分効果的ナル治療ヲ終了シ治療後二ケ年間何等梅毒症狀ヲ現ハサズ經過セルモノハ血清反應陰性トナラズトスルモ専門醫ガ診断シテ傳染ノ危険ナシト認メラレタル場合ハ結婚ヲ可トスルコト

3、梅毒ニ罹患シタル婦人ニアリテハ配偶者ニ傳染セシムル危険消失スルモ胎兒ニ傳染セシムル危険ハ更ニ數年モ長ク殘ルト認メラル、場合アルヲ以テ將來妊娠セルトキハ早期ニ豫防的治療ヲ受クル様指導スルコト

4、先天梅毒ニ罹患セル者ハ充分ナル治療ヲ終了シ居レバ假リニ血清反應ガ陰性トナラズトモ結婚シ差支ナシトスルコト

5、淋病ノ既往症ナキ者ハ一回ノ檢尿ニテ異常ナキトキハ結婚ヲ可トスルコト

6、淋病ノ既往症ヲ有スル者ハ一ヶ月ノ間ヲ置キ二回精密ナル検査ヲ行ヒ何レモ異常ナキ時初メテ結婚ヲ可トスルコト

コノ期間中適當回数専門的ナル診察ヲ行ヒ必要ナル人工誘發法ヲ試ミルコト

7、軟性下疳ニ罹リタル者ハ症狀消滅後一ヶ月以上經過セル場合ニ結婚ヲ可トスルコト

8、第四性病（鼠蹊淋巴肉芽腫症）ニ罹リタル者ノ傳染ノ危険消滅ノ時期ハ個々ノ場合ニ當リ専門醫ノ認定ニヨリ決定スルコト

四、癩

1、癩ハ遺傳病ニアラザルコトヲ徹底セシムル様指導スルコト

ロ、癩ノ潜伏期ハ大体十年前後ト見ラル、ヲ以テ癩患者ノ居リタル家庭内ニ於テ癩患者ト同時ニ起居シタルモノモ其ノ後十年以上殊ニ十五年以上ヲ經過セルモノハ概ネ結婚シ差支ナシトスルモ尙發病年齢ハ十一歳乃至三十歳

ガ最も多キヲ以テ三十歳ヲ超ヘテヨリ結婚スレバ更ニ安全ナル旨指導スルコト

五、遺傳病

イ、遺傳病ハ其ノ強度及ビ悪質ノ程度ニ依ツテ結婚ノ可否ヲ判断スルコト、其ノ標準ハ國民優生法ノ對象トナリ得ルヤ否ヤニヨルコト

ロ、國民優生法ノ對象トナリ得ルガ如キ強度且悪質ナル遺傳病患者ノ結婚ハ次ノ如ク指導スルコト

1、遺傳病患者ハ優生手術ヲ受ケ生殖不能トナリタル後結婚スルコト

2、生殖可能ノ遺傳病患者ハ生殖不能ノ遺傳病患者又ハ他ノ生殖不能者ト結婚スルコト

3、生殖不能ノ遺傳病患者ハ遺傳病患者（生殖能力ノ如何ヲ問ハズ）又ハ他ノ生殖不能者ト結婚スルコト

ハ、前項ニ準ズル悪質ノ遺傳病患者モナルベク生殖不能者ト結婚スル様ニ指導シ若シ生殖可能者ト結婚スレバ子孫ガ發病スル危険アルコトヲ指示スルコト

ニ、表面健康ナルモ強度且悪質ナル遺傳病ノ素質ヲ有スル虞アリト見做サル者ノ結婚ハ次ノ如ク指導スルコト

1、双方共國民優生法ノ對象トナルガ如キ同一ノ遺傳病ノ素質ヲ有スト認メラレル時ハ結婚ヲ避クル様ニ努ムルコト、若シ結婚シタル時ハ一方ガ優生手術ヲ受ケテ生殖不能トナル様ニ指導スルコト

2、生殖可能ノ素質者ト遺傳的ニ健全ナル者トノ結婚ハ差支ナシトスルコト

3、遺傳病ノ素質ヲ有スト認メラレルモノハ原則トシテソノ疾患ノ發病危険年齢ヲ略經過シタル後ニ結婚スル様指導スルコト

右ノ年齢ハ精神分裂病、躁鬱病ニアリテハ三十歳、癲癇ニアリテハ二十五歳トシ他ノ疾患ニアリテモ夫レ夫レ醫學的經驗上決定スルコト

4、一卵性双生兒ノ一方ガ發病セル時ハ他方ハ表面上健康ナル場合ニアリテモナルベク健康者ト結婚セヌ様ニスルコト

ホ、血族結婚ハナルベク避クル様ニ指導スルコト

四 人口政策確立要綱（昭和十六年一月二十二日閣議決定）

第一 趣旨 東亞共榮圈を實現してその悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり、これが達成のためには人口政策を確立してわが國人口の急激に

してかつ永続的な発展増殖と、その資質の飛躍的な向上とをはかるとともに東亞における指導力を確保するため、その配置を適正にすること特に喫緊の要務なり

第二 目標 右の趣旨に基きわが國の人口政策は内地人口につきは左の目標を達成することを旨とし差當り昭和三十五年總人口一億を目標とし外地人口につきは別途これを定む

- 一、人口の永遠の發展性を確保すること
- 二、増殖力および資質において他國を凌駕するものとする
- 三、高度國防國家においても兵力および勞力の必要を確保すること
- 四、東亞諸民族に對する指導力を確保するためその適正なる配置をなすこと

第三 右の目的を達成するため採るべき方策は左の精神を確立することを旨としこれを基本として計畫す

- 一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること
- 二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立徹底をはかること
- 三、東亞共榮圈の確立發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること
- 四、皇國の使命達成は内地人口の量的および質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること

第四 人口増加の方策 人口の増加は永遠の發展を確保するため出生の増加を基調とするものとし、併せて死亡の減少をはかるものとする

- 一、出生増加の方策 出生増加は今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早むるとともに一夫婦の出生數平均五兒に達することを目標として計畫す、これがため採るべき方策概ね左のごとし
 - (イ)人口増殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努めるとともに健全なる家族制度の維持強化をはかること
 - (ロ)團體または公營の機關なきをして積極的に婚結の紹介、斡旋、指導をなさしむること
 - (ハ)結婚費用の徹底的輕減をはかるとともに婚資貸附制度を創設すること
 - (ニ)現行學校制度の改革につきは特に人口政策との關係を考慮すること
 - (ホ)高等女學校および女子青年學校では母性の國家的使命を認識せしめ保育および保健の知識技術に關する教育を強化徹底して健全なる母性の育成に努むることを旨とする
 - (ヘ)女子の被備者としての就業につきは二十歳を越ゆるもの、就業をなるべく抑制する方針をとるとともに婚姻を阻害するが如き雇傭および就

業條件を緩和または改善せしむる如く措置すること

- (ト)扶養家族多きもの、負擔を輕減するとともに獨身者の負擔を加重するなご租稅政策につき人口政策との關係を考慮すること
 - (チ)家族の醫療費、教育費その他の扶養費の負擔輕減を目的とする家族手当制度を確立すること、これがため家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設なきを考慮すること
 - (リ)多子家族に對し物資の優先配給、表彰その他各種の適切なる優遇の方法を講ずること
 - (ヌ)妊産婦、乳幼兒なきの保護に關する制度を樹立し産院および乳兒院の擴充、出産用衛生資材の配給確保その他これに必要な諸方策を講ずること
 - (ル)避妊墮胎なきの人為的産兒制限を禁止防遏するとともに花柳病の絶滅を期すること
- 二、死亡減少の方策 死亡減少の方策は當面の目標を乳幼兒死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し二十年間に概ね三割五分低下することを目標として計畫す、この目的達成のため採るべき方策概ねつぎのごとし
- (イ)保健所を中心とする保健指導網を確立すること
 - (ロ)乳幼兒死亡率低下の中心目標を下痢、腸炎、肺炎および先天性弱質による死亡の減少におき、これがため都市農村を通じ母性および乳幼兒の保護指導を目的とする保健婦をおくとともに保育所の設置、農村隣保施設の擴充、乳幼兒必需品の確保、育兒知識の普及をはかり併せて乳幼兒死亡低下の運動を行ふこと
 - (ハ)結核の早期發見に努め産業衛生ならびに學校衛生の改善豫防ならびに早期治療に關する指導保護の強化、療養施設の擴充なきをなすとともに各廳連絡調整の機構を整備して結核對策の確立徹底を期すること
 - (ニ)健康保險制度を擴充強化してこれを全國民におよぼすとともに醫療給附のほか豫防に必要な諸般の給附をなさしめること
 - (ホ)環境衛生施設の改善、特に庶民住宅の改善をはかること
 - (ヘ)過勞の防止をはかるため國民生活を刷新して十分なる休養をとり得ることとする
 - (ト)國民營養の改善をはかるため營養知識の普及徹底をはかるとともに營養食の普及團體給食の擴充をなすこと
 - (チ)醫育機關ならびに醫療および豫防施設の擴充をなすとともに醫育を刷

新し、豫防醫學の研究および普及をはかること

第五 資質増強の方策 資質の増強は國防および勤勞に必要な精神のおよび肉体的の素質の増強を目標として計畫す

- (イ) 國土計畫の遂行により人口の構成および分布の合理化をはかること、特に大都市を疎開し人口の分散をはかることこれがため工場、學校なきは極力これを地方に分散せしむる如く措置するものとす
- (ロ) 農村がもつとも優秀なる兵力および勞力の供給源たる現狀にかんがみ内地農業人口の一定數の維持を計るとともに日滿支を通じ内地人人口の四割はこれを農業に確保することく措置すること
- (ハ) 學校における青少年の精神のおよび肉体的鍊成をはかることを目的として教化の刷新を行ひ訓練を強化し教育および訓練方法の根本方針を改革するとともに体育施設の擴充をなすこと
- (ニ) 都市人口激増の現狀にかんがみ特に都市における青少年の心身鍊成を強化してこれをして優秀なる兵力および勞力の供給源たらしむること
- (ホ) 青年男子の心身鍛鍊のため一定期間義務的に特別の團體訓練を受けしむる制度を創設すること
- (ヘ) 各種厚生体育施設を大量に増加するとともに健全簡素なる國民生活様式を確立すること
- (ト) 優生思想の普及をはかり國民優生法の強化徹底を期すること

第六 資料の整備

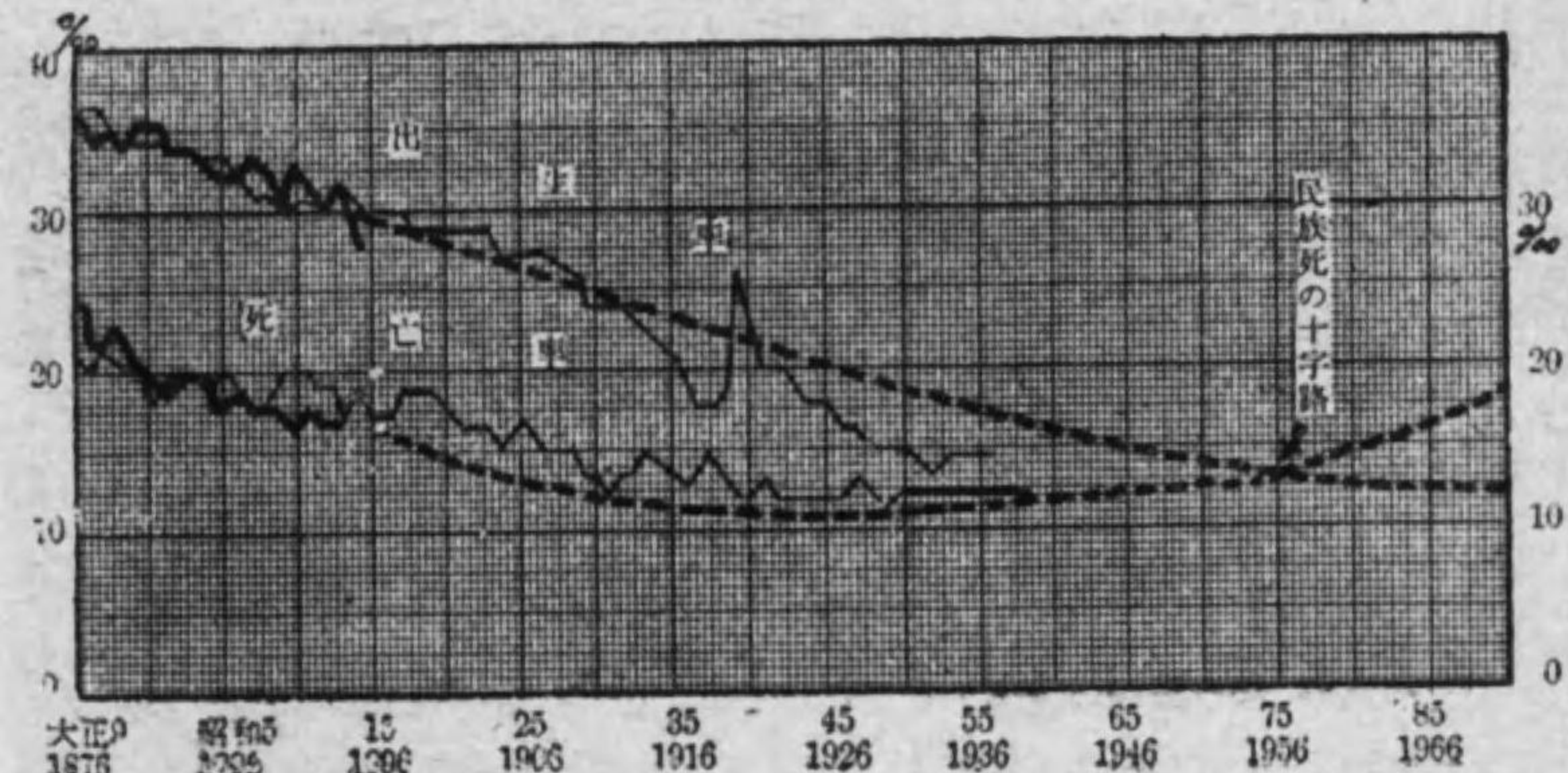
- (一) 人口動態および靜態に關する統計を整備改善すること
- (二) 國民体力法の適用範圍を擴張し、その内容を充實するとともにその他の体力および保健に關する資料を整備充實すること

第七 機構の整備

- (一) 人口問題に關する統計調査研究の機構を整備充實すること
- (二) 人口整策の企畫促進および實施の機構を整備充實すること

五 我が國出生死亡率の動向

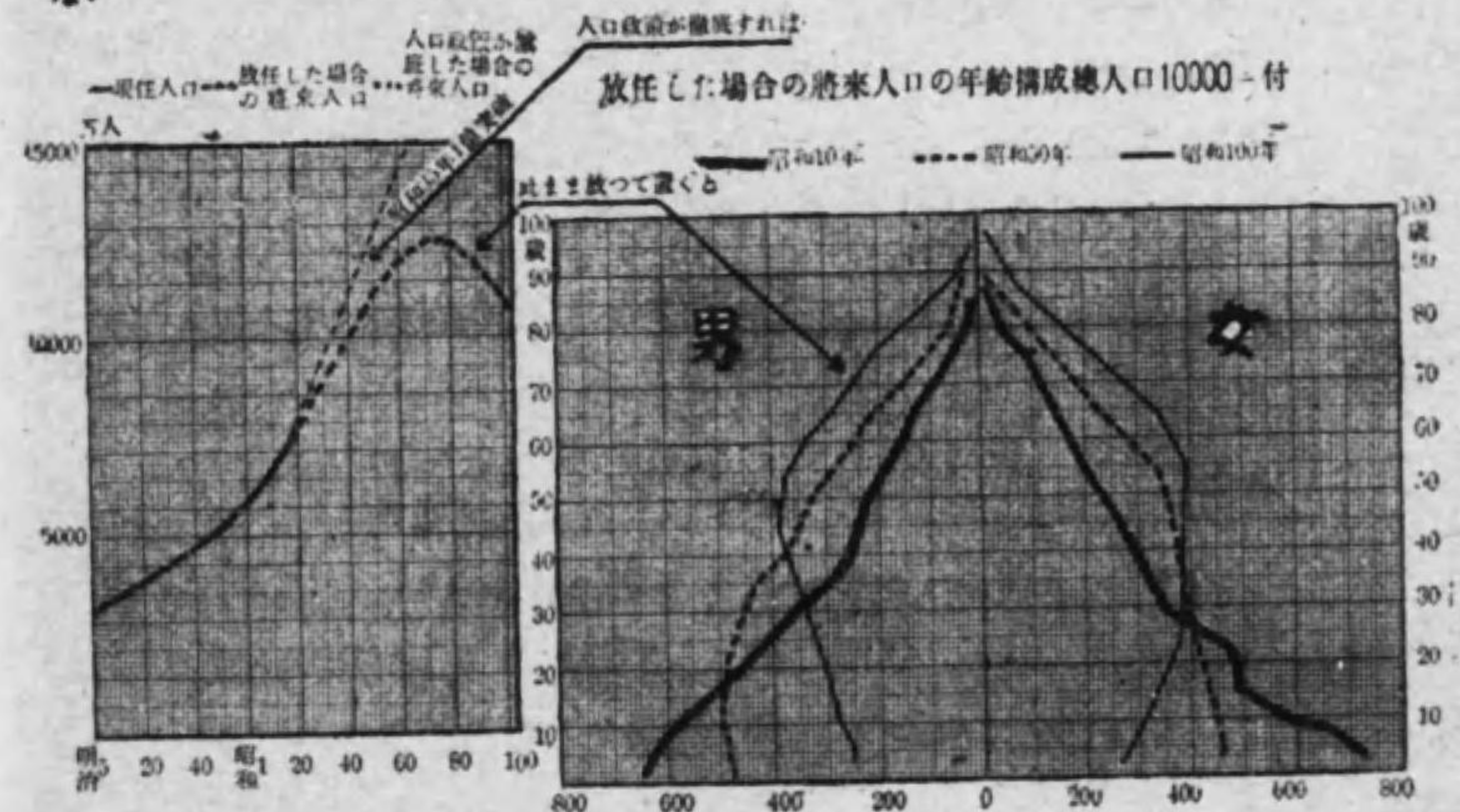
—— 日本の出生死亡率 - - - - 日本の將來出生死亡率 —— 英國の出生死亡率



我が國大正九年より昭和十五年迄の過去廿年間の出生及死亡率を見るに英國の1876年より1896年迄の出生及死亡率とほぼ同じ動向を示すこのまゝ我國が英國と同じ動向で進めば出生率は減退し死亡率は一度は減退するがやがて増加することとなり日本の人口は昭和75年以後は減少することとなる永遠に發展すべき皇國民族として到底この状態を放置することは出来ないのみならず更に量的質的の飛躍的増強が必要である

六 我が國內地人の將來人口

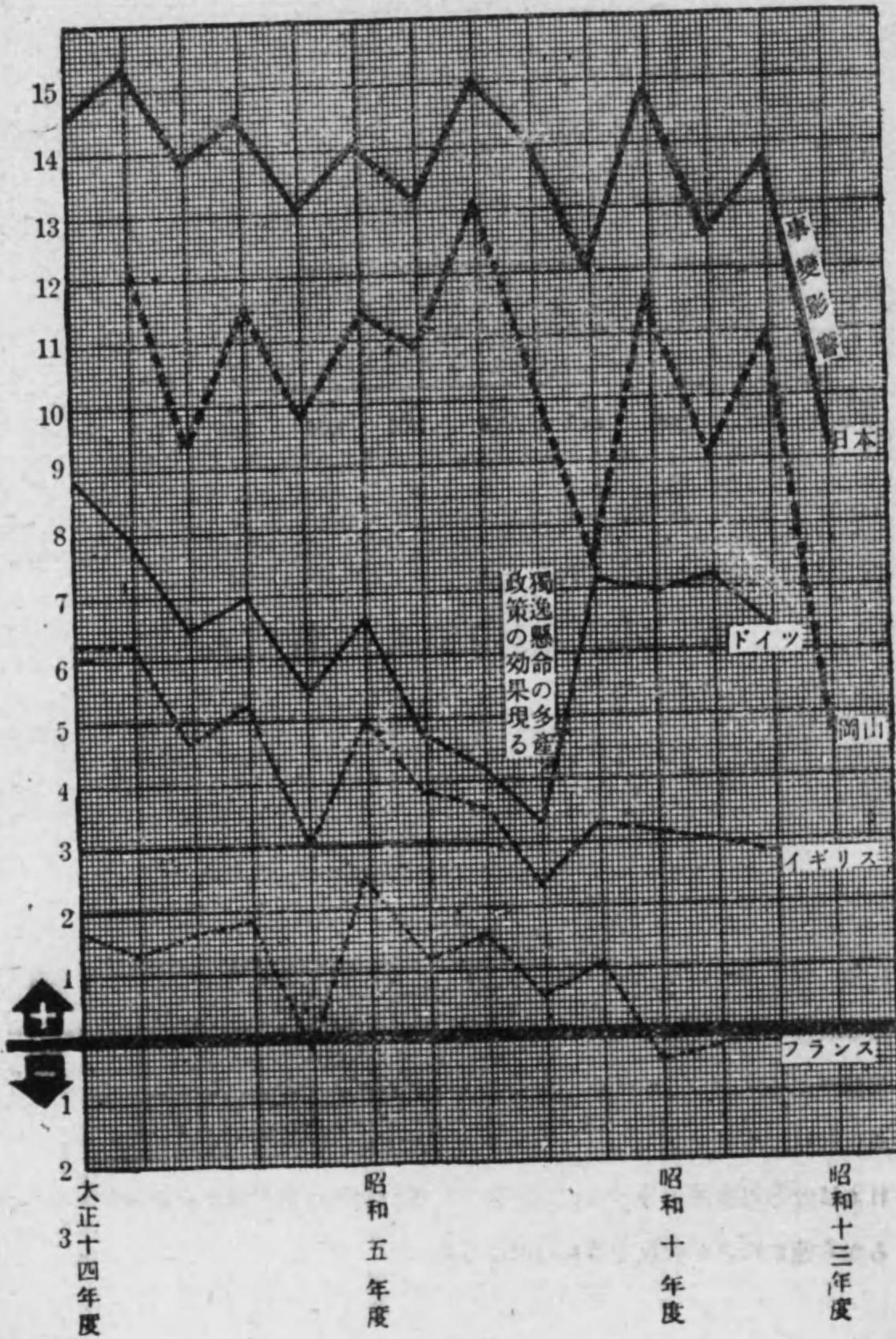
昭和15年現在我が國內地人口は7200万余あるが此ま、放つて置くと昭和75年に1億2千万余には達すがそれから先は年々減ると云ふ計算になるこんなになると老人が多くなつて今日のフランスの様な老衰人口になる此の際人口政策を徹底して皇國民族の悠久の發展を期さなければならぬこのためには少くとも昭和35年1億を確保しなければならぬ



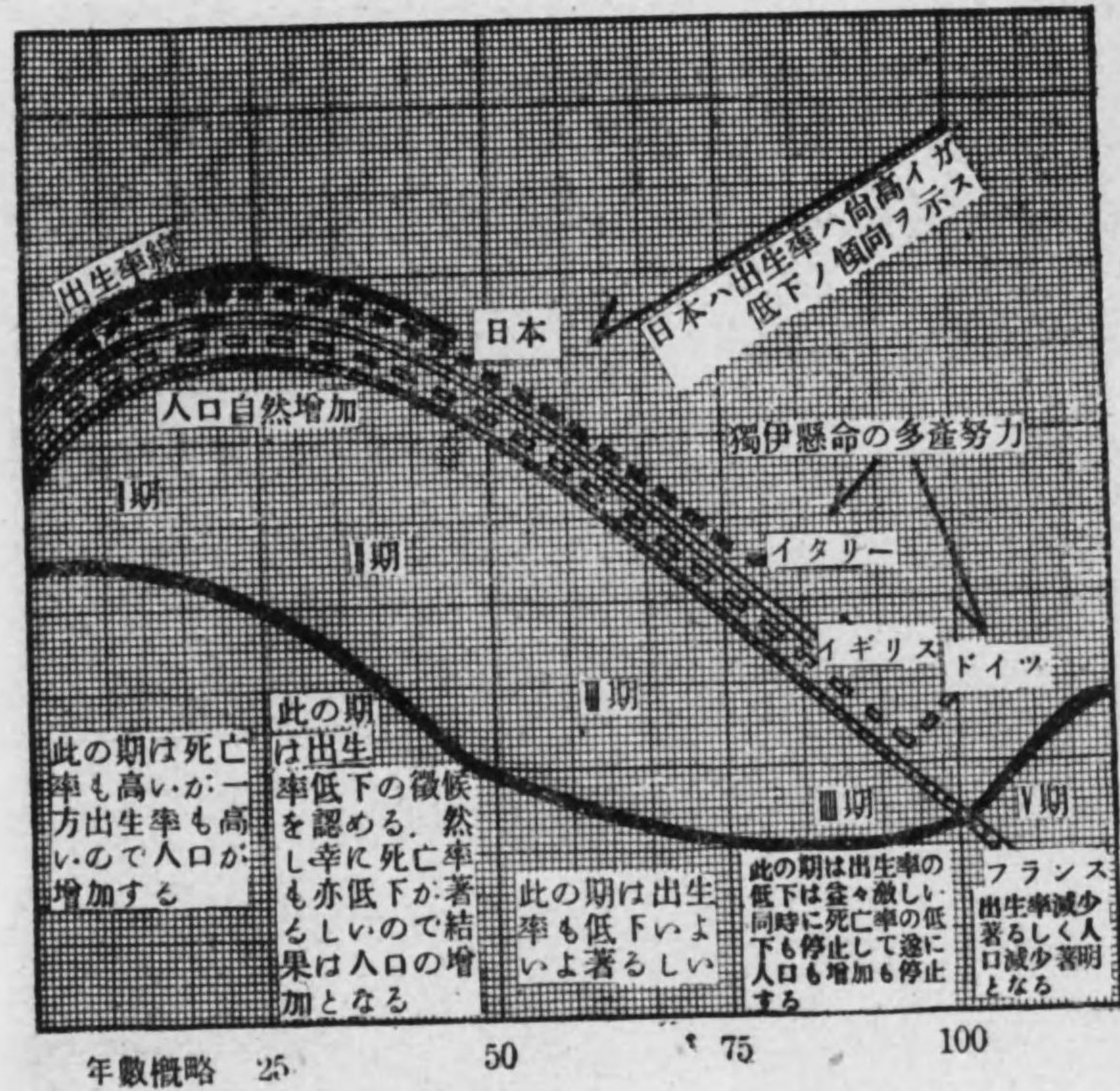
七 文明諸國の人口増加率は年々低下する

(最近の13年比較)

人口千人對人口増加の率



八 列國出生率及死亡率の推移



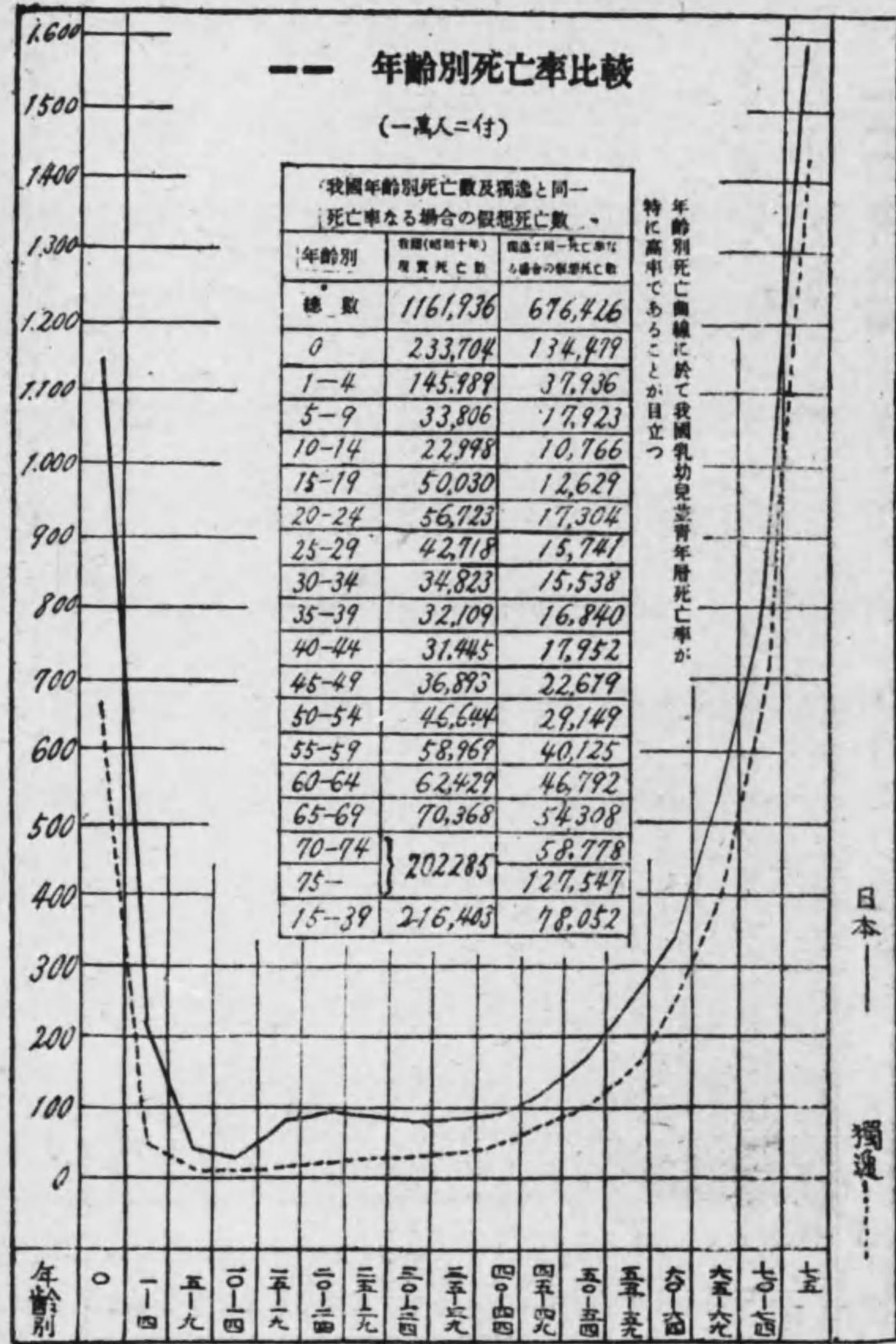
獨逸、伊太利は著るしい出生率の低下に對し之が回復に懸命の努力を拂つて相當な成績を擧げてゐる。

佛蘭西は出生率は既に死亡率に及ばず、絶對的人口の減少を示してゐる。

英吉利は出生率は著るしく低下し將にフランスの轍を踏まんとしてゐる。

日本は此等の諸國と比べると出生率は尙高いが既に其の低下の傾向が認められるから速かに之が對策を講ぜねばならぬ。

年 齡 別 死 亡 率 比 較



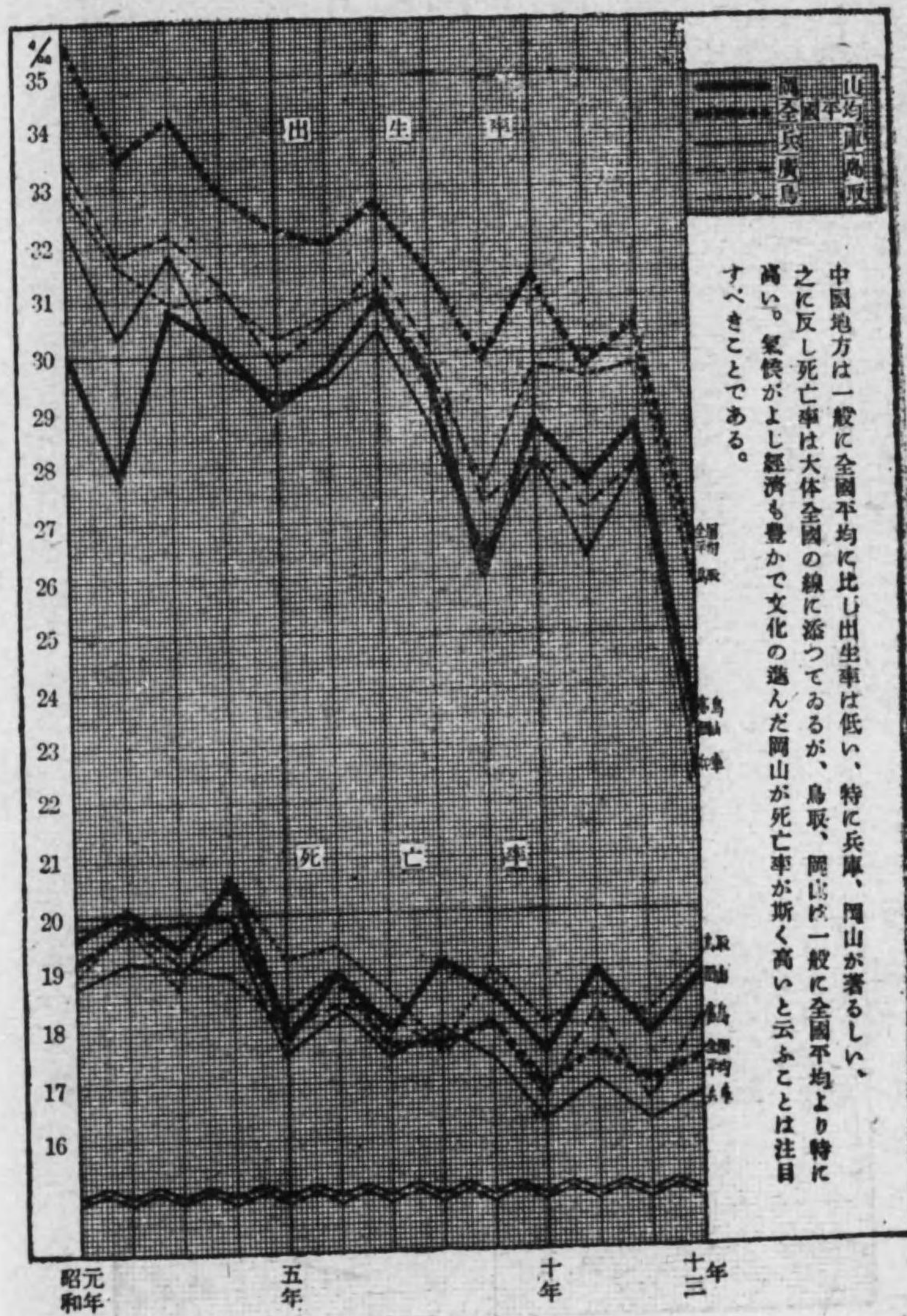
一 二 府 縣 別 出 生 率 死 亡 率 の 全 國 比 の 比 較

府 縣	出 生 率		死 亡 率		出生率死 亡率共ニ 高キ地方	出生率高 ク死亡率 低キ地方	出生率低 ク死亡率 高キ地方	出生率死 亡率共ニ 低キ地方
	全 國 高 キ 地 方	全 國 低 キ 地 方	全 國 高 キ 地 方	全 國 低 キ 地 方				
北海道	○		○			◎		
青森	○		×		◇			
岩手	○		×		◇			
宮城	○			○		◎		
秋田	○		×		◇			
山形	○		×		◇			
福島	○			○		◎		
茨城	○		×		◇			
栃木	○			○		◎		
群馬	○			○		◎		
埼玉	○		×		◇			
千葉	○		×		◇			
東京		×		○				◇
神奈川		×		○				◇
新潟	○		×		◇			
富山	○		×		◇			
石川	○		×		◇			
福井	○		×		◇			
山梨	○			○		◎		
長野		×		○				◇
岐阜	○		×		◇			
静岡	○			○		◎		
愛知	○		×		◇			
三重	○		×				※	
滋賀		×		○				◇
京都		×		○				◇
大阪		×		○				◇
兵庫		×		○			※	
奈良		×	×				※	◇
和歌山		×		○				
鳥取		×	×				※	◇
島根		×	×				※	◇
岡山		×	×				※	◇
広島		×	×				※	◇
山口		×	×				※	◇
徳島	○		×		◇			
香川	○		×		◇			
愛媛	○			○		◎		
高松		×	×				※	
福岡		×		○				◇
佐賀	○		×		◇			
長門		×		○				◇
熊本		×		○				◇
大分	○			×	◇			
宮崎	○			○		◎		
鹿児島	○			○		◎		
沖縄		×		○				◇

一般に中國地方が人口問題上最も遺憾な現狀に置かれてゐる。

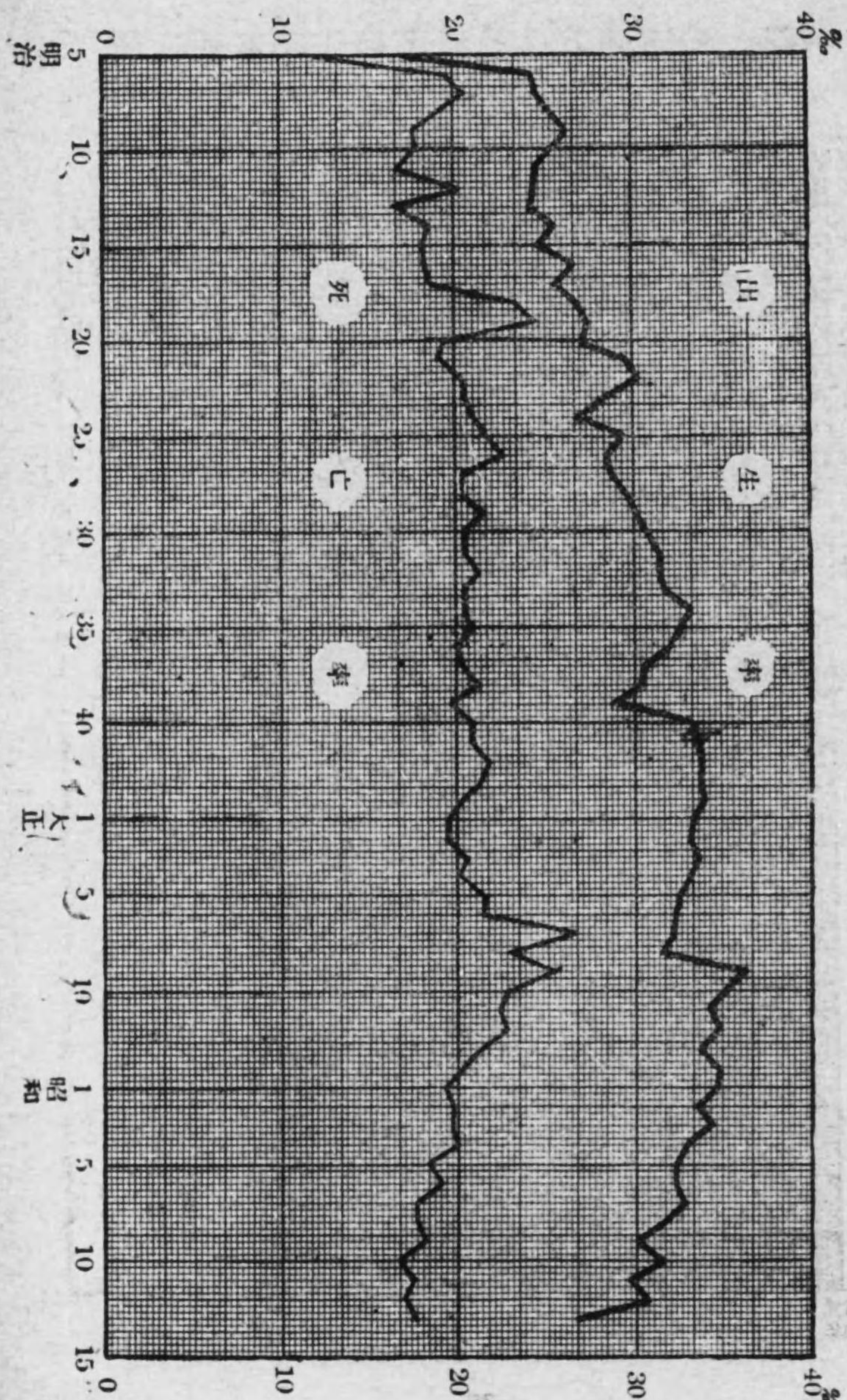
一四 中國地方に於ける出生率並死亡率

(人口千ニ付)



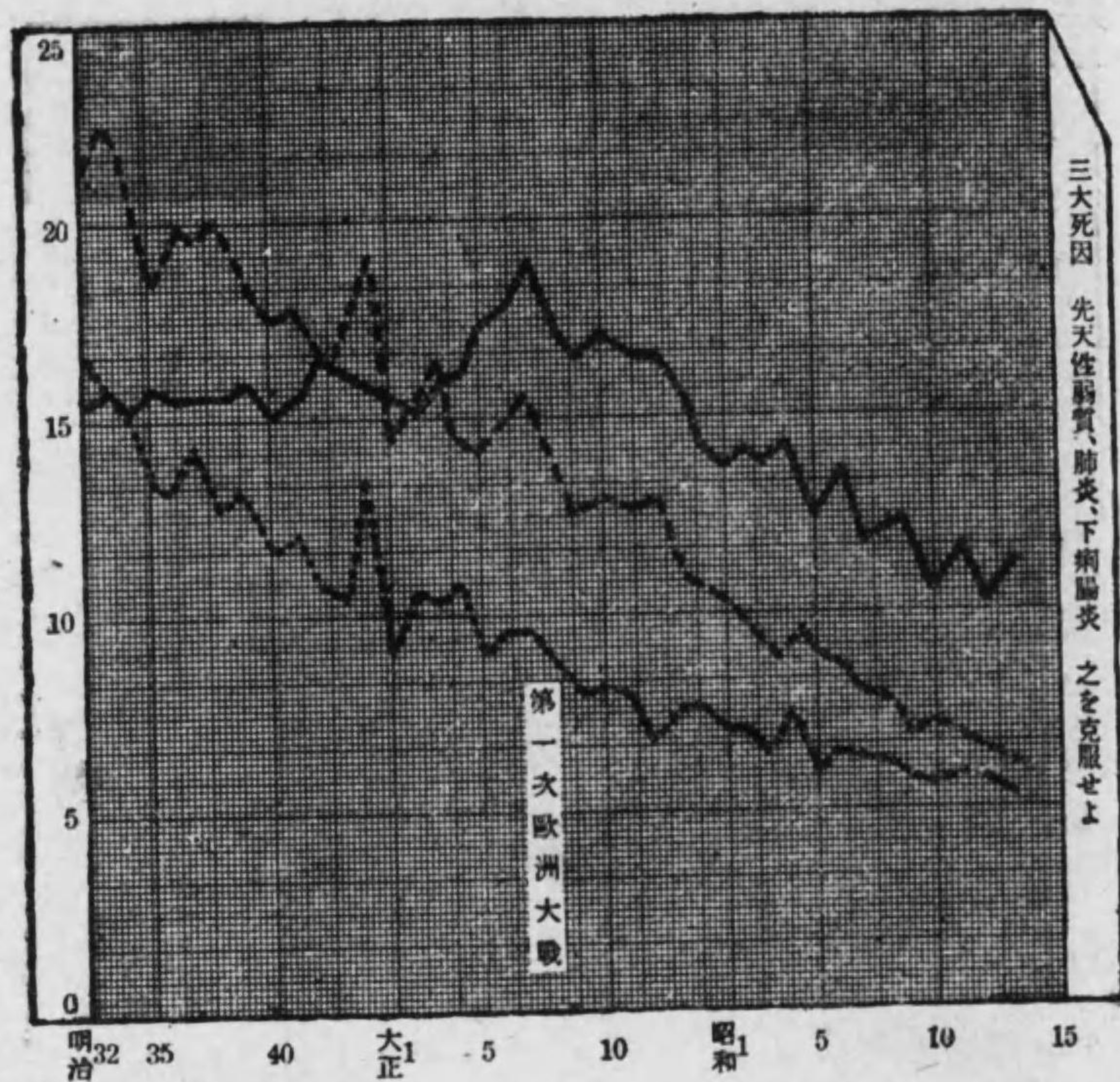
一三 明治五年以降我國出生率死亡率

(人口千ニ付)



一五. 乳 兒 死 亡 率

(出生 100 = 付)



三大死因 先天性弱質、肺炎、下痢腸炎 之を克服せよ

第一次 歐洲 大戰



我が國の死亡率が高い一つの理由は乳幼児の死亡率が高いからである近來段々下つては來たものの未だ年々生れる赤坊の一分餘がお誕生も迎へないで死ぬといふ割になつてゐる
ドイツやイギリスと較べるとまだこんなに高い

一六 乳兒死因別死亡率

主要死因別	總 數 1,000 = 付 日本(内地) (昭和13年)	出 生 1,000 = 付		
		日本(内地) (昭和13年)	英 國 (昭和13年)	獨 逸 (昭和11年)
總 數	1,000	114.45	52.68	66.17
先天性弱質	274.4	31.41	1.76	12.45
肺 炎	192.8	22.06	7.89	9.13
下痢及腸炎	167.0	19.12	4.86	6.47
其 の 他	365.8	41.86	38.17	38.12

乳兒死亡總數中、先天性弱質、肺炎、下痢及腸炎の三大死因で6割5分を占めてゐる。

之を英國、獨逸の其に比較すると遺憾乍ら驚く程高率である

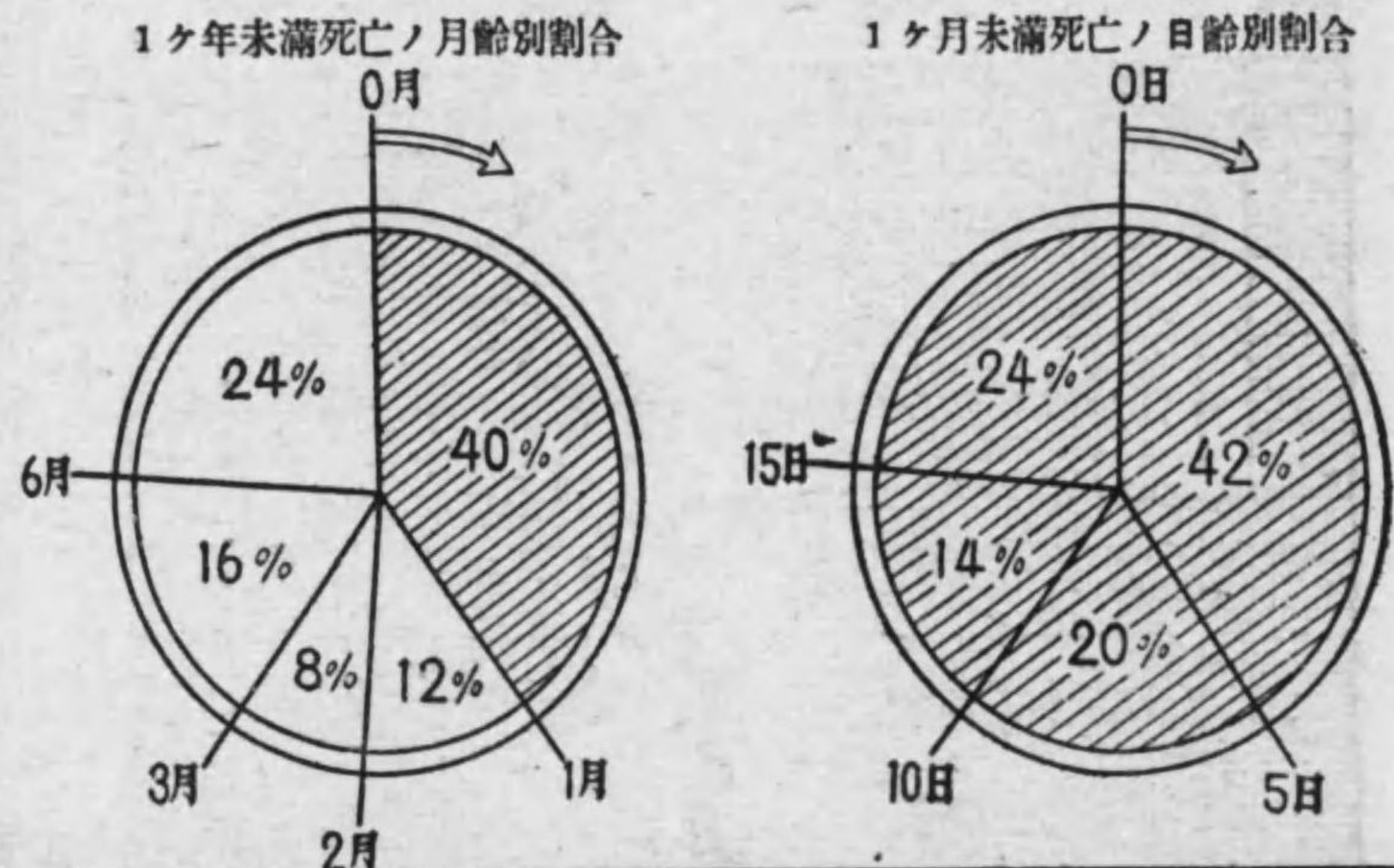
即ち 先天性弱質は英國の約18倍獨逸の約3倍
肺炎は英國獨逸の約3倍
下痢及腸炎は英國の約4倍獨逸の約3倍

の高い死亡率を示してゐる。

而して先天性弱質の減少の爲には特に母性の保護(特に妊婦の保健養護)性病
予防が必要である

一七 乳児日齢別 月齢別死亡

(昭和13年内地)

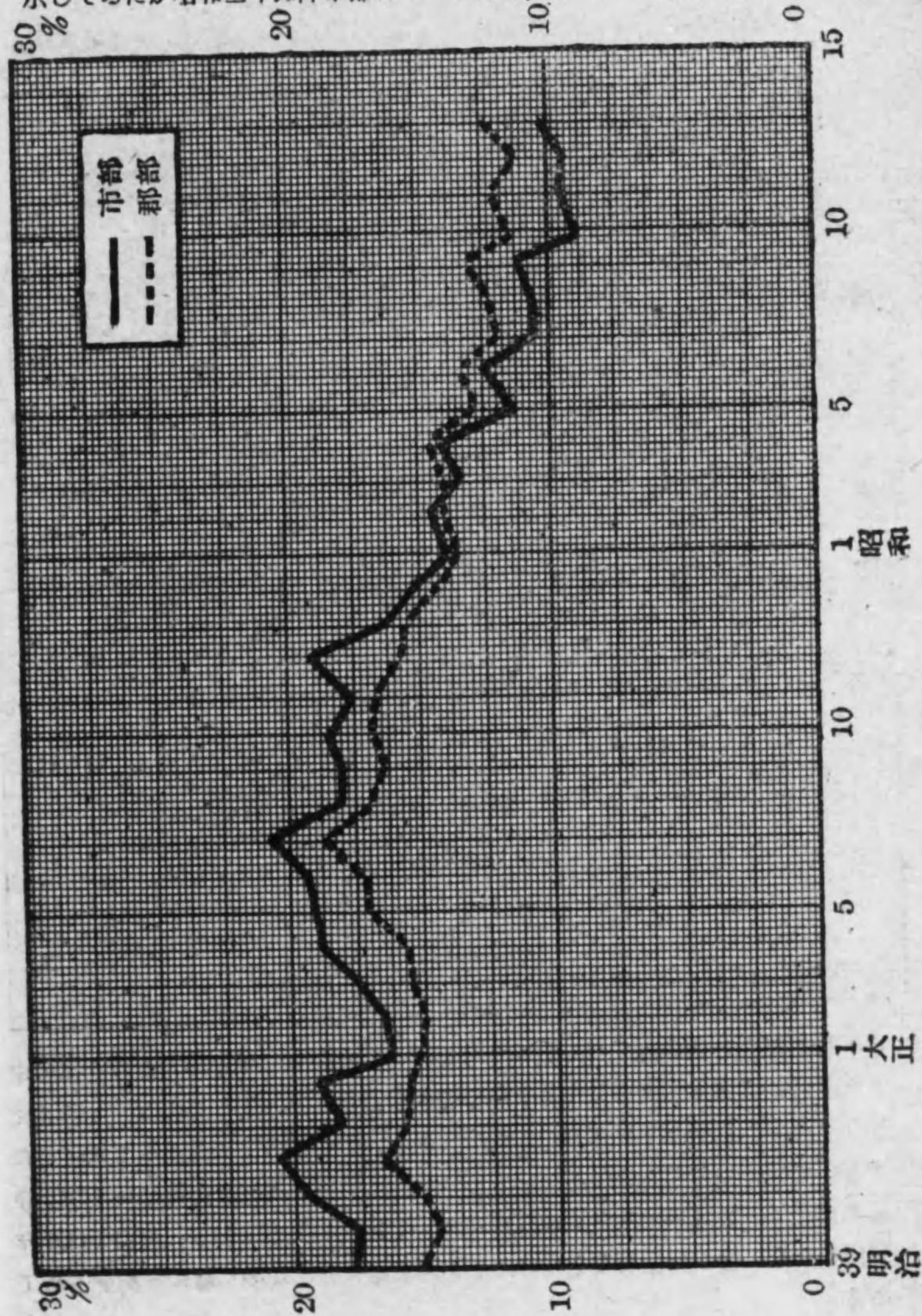


	月 齢 別 死 亡				日 齢 別 死 亡				
	全 國	岡 山	全 國	岡 山	全 國	岡 山	全 國	岡 山	
	實 數	%	實 數	%	實 數	%	實 數	%	
總 數	220,695	100.0	3,862	100.0	總 數	89,159	100.0	1,930	100.0
0-1ヶ月	89,159	40.39	1,930	49.97	0-5日	37,740	42.33	948	49.12
1-2ヶ月	25,843	11.71	424	10.88	5-10日	17,463	19.59	341	17.67
2-3ヶ月	17,965	8.14	267	6.91	10-15日	12,626	14.16	255	13.21
3-6ヶ月	34,519	15.64	490	10.59	15-30日	21,320	23.91	386	20.00
6-12ヶ月	53,193	24.10	751	19.45					

之に依れば第一回の誕生日も迎へずして死亡した昭和13年中の22万の乳児の中7割6分にあたる17万の乳児は半年を経過せぬ内に又4割にあたる9万の乳児は1ヶ月すら経過せずして死亡したのである。更にこの1ヶ月未満で死亡した9万の乳児の中7割9分にあたる7万の乳児は半月を経過せぬ内に又4割2分にあたる4万の乳児は5日すら経過せずして死亡したのである。岡山では半年以内に8割1分が死亡してをり特に1ヶ月未満の死亡が多く實に5割を占めてゐる

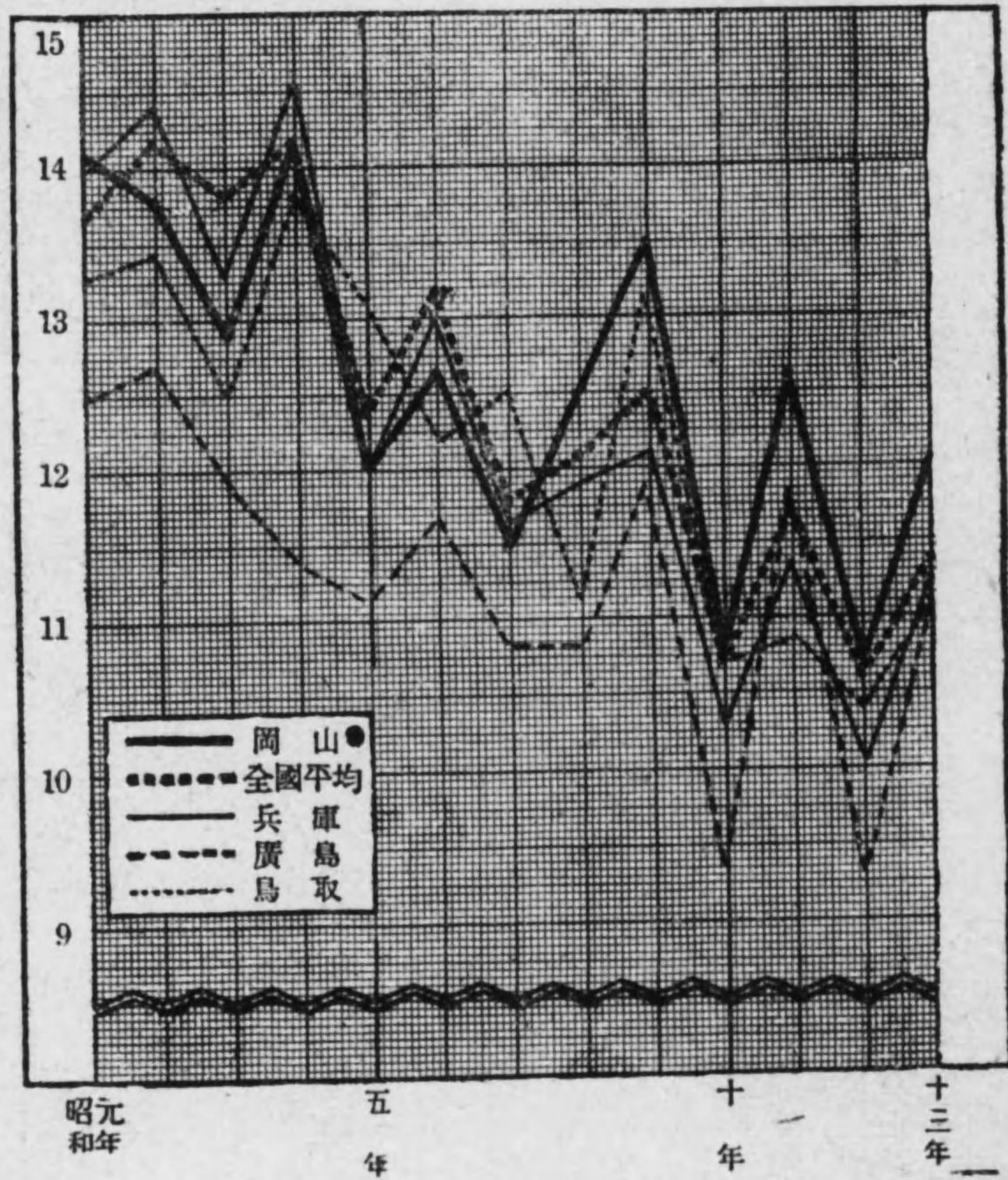
一八 都鄙別乳児死亡率

乳児死亡率は近年低下の傾向を示してゐるが郡部の乳児死亡率の低下速度は遙かに市部の其に及ばない。従つてかつては市部の乳児死亡率は郡部より高率を示してゐたが昭和三年以降市部はずつと郡部より低くなつてゐる。



一九 中國地方に於ける乳兒死亡率

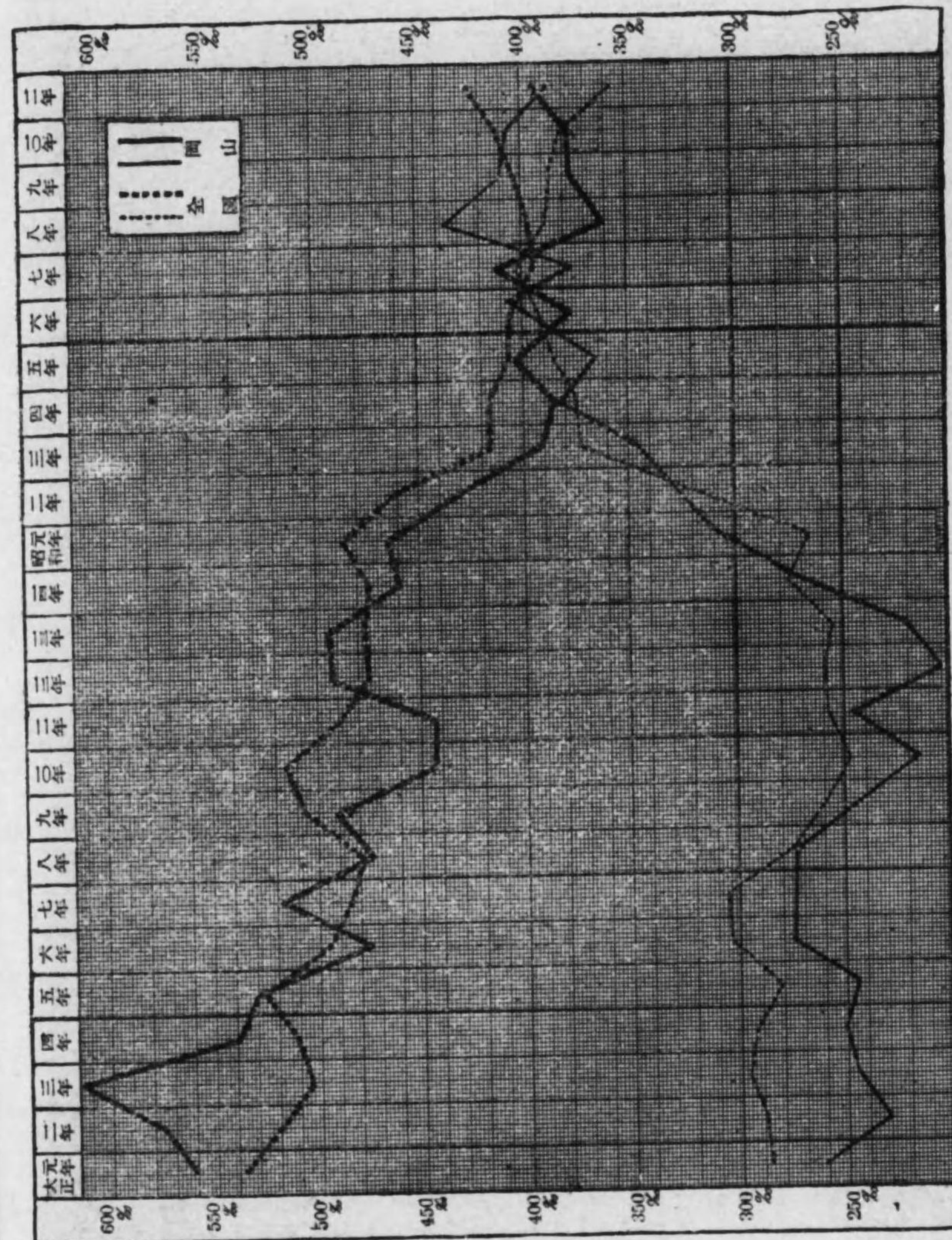
(出生100ニ付)



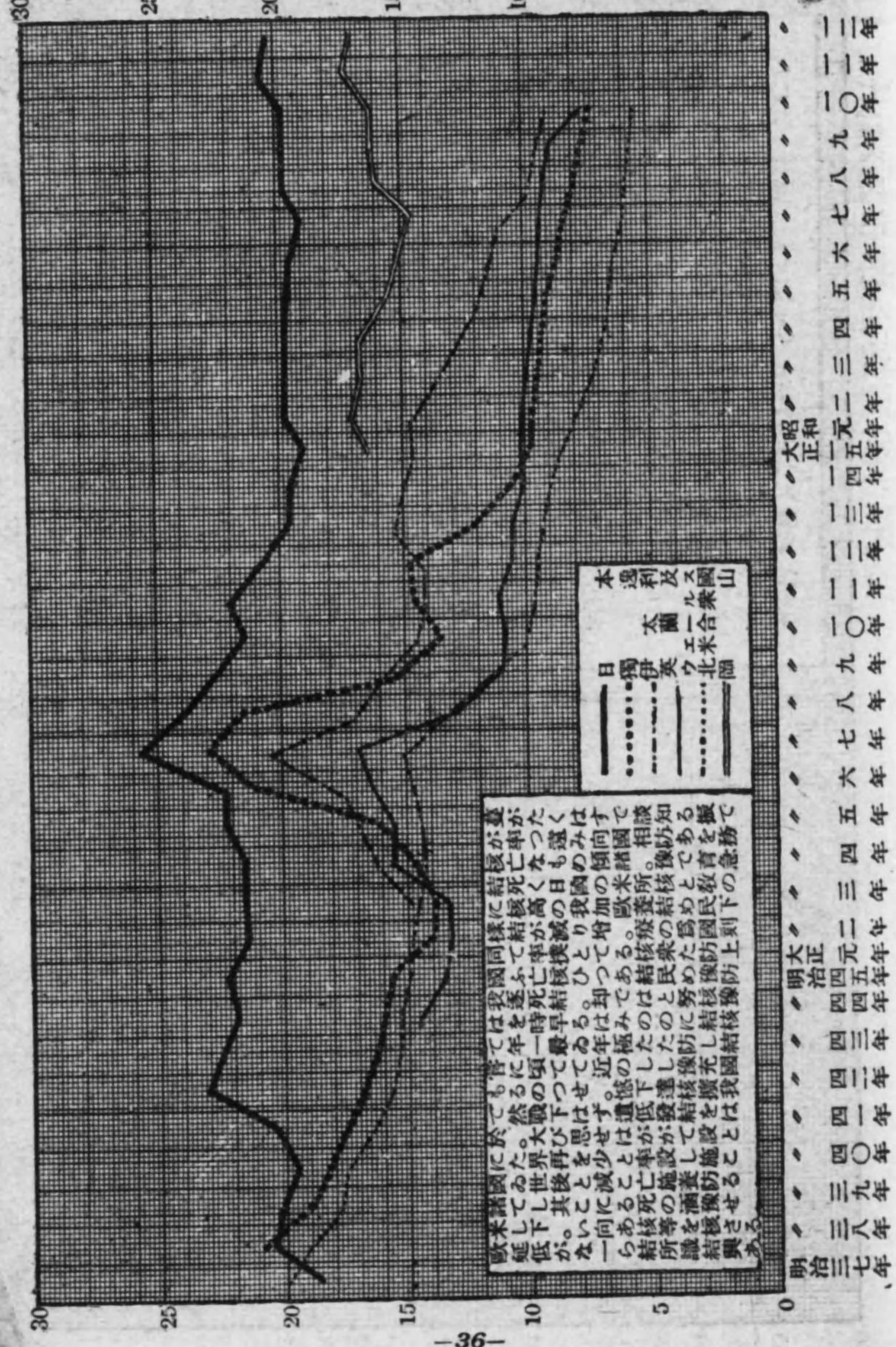
二〇 受檢壯丁体位表

太線ハ甲種並第一乙種
細線ハ丙種並丁種

(受檢壯丁千分比)

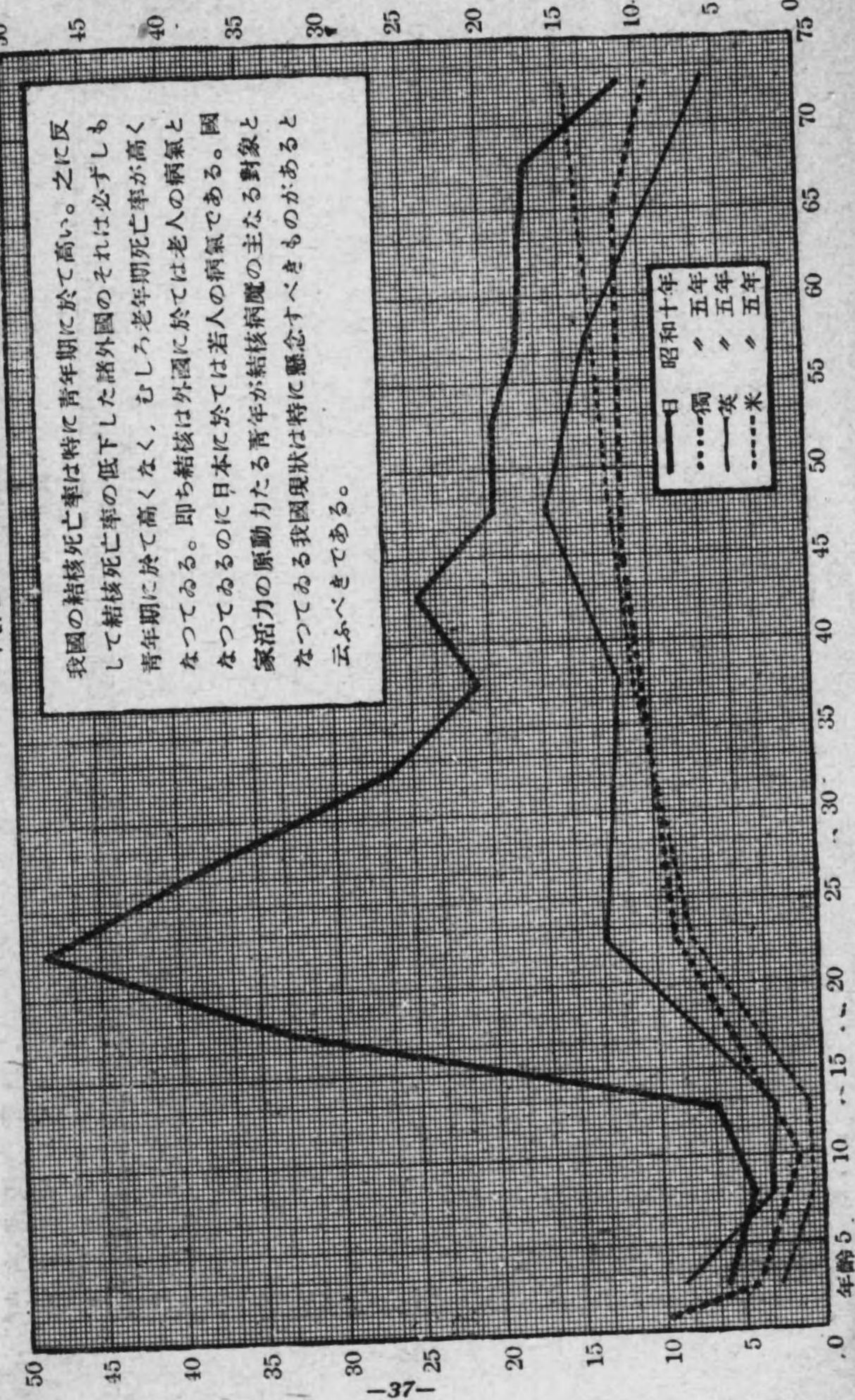


二 主要國結核死亡比較 (人口一万ニ對スル結核死亡數)



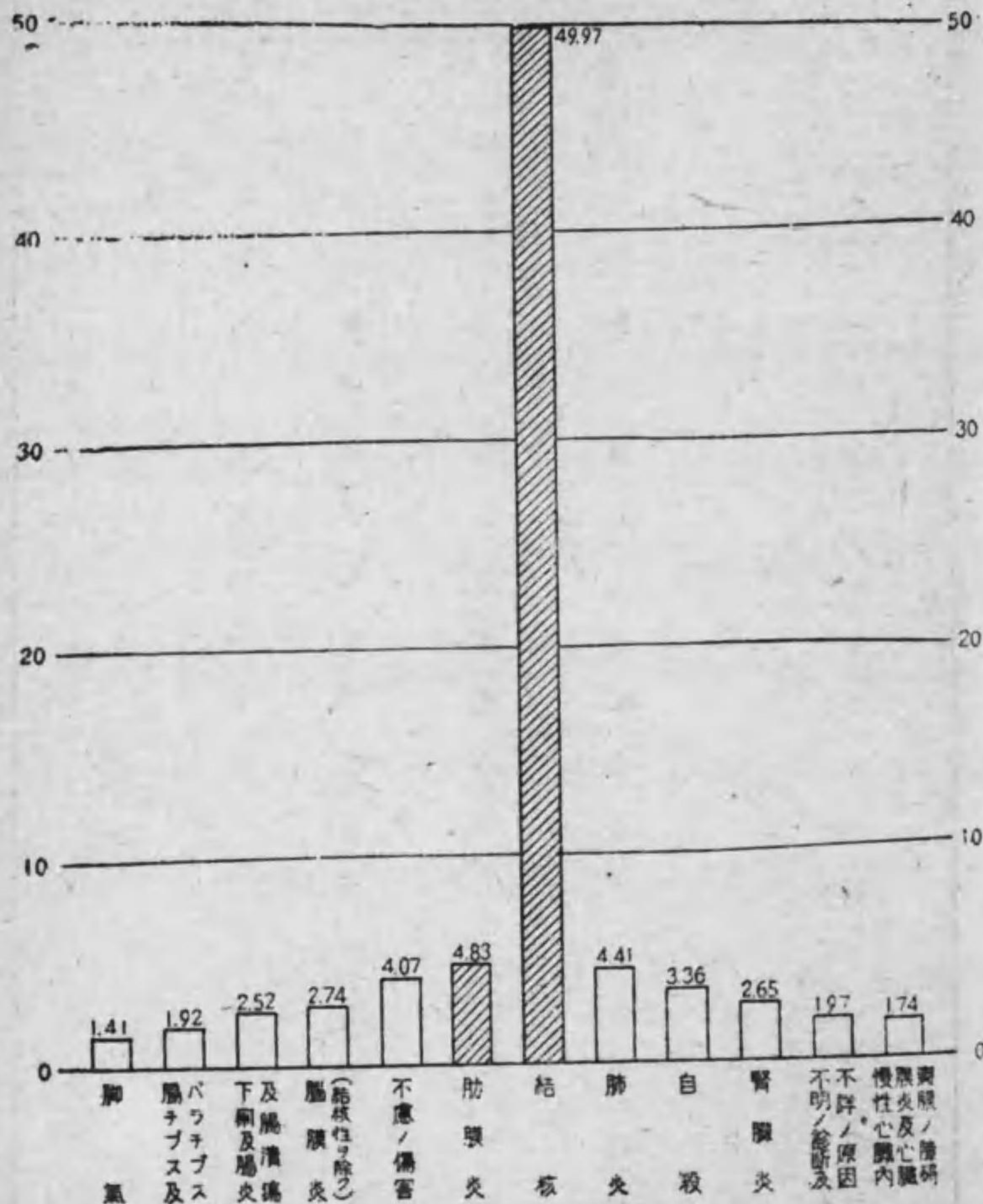
歐米諸國に於ては、其の結核死亡の減少は、戦前より戦後にかけて著しく進み、戦後には戦前よりも更に減少した。我が國の結核死亡の減少は、戦前より戦後にかけて著しく進み、戦後には戦前よりも更に減少した。

三 主要國年齢別結核死亡比較 (男子人口一万ニ付)



我國の結核死亡率は特に青年期に於て高い。之に反して結核死亡率の低下した諸外國のそれは必ずしも青年期に於て高くなく、むしろ老年期死亡率が高くなつてゐる。即ち結核は外國に於ては老人の病氣となつてゐるのに日本に於ては若人の病氣である。國家活力の原動力たる青年が結核病魔の主なる對象となつてゐる我國現狀は特に懸念すべきものがあると思ふべきである。

二三 青年(自十五歳至二十九歳)の主なる死亡原因(昭和十二年)



我國青年(自十五歳至二十九歳)の主なる死亡原因を見ると、全死亡者の過半数が結核性疾患の死亡者によつて占められてゐる。即ち昭和十二年の青年死亡者の總数は十六萬二千七百九十八人であるが、その内結核死亡者は八萬一千三百四十三人で全体の四九、七十七%を占め、之れに肋膜炎死亡の七千八百七十一人を加へると八萬九千二百四十四人となり總死亡五四、八%に當る。結核患者を結核の十倍と見る學者の説に従へば現在我國に於ては八九十万人の青年が結核に罹患してゐることとなり、産業上經濟上國防上に及ぼす影響は莫大であるし、青年結核の蔓延は興亞建設事業の途上に横はる一大障得と見なければならぬ。

二四 岡山縣郡市別出生率並死亡率(昭和3-12年平均)

(人口千 = 付)

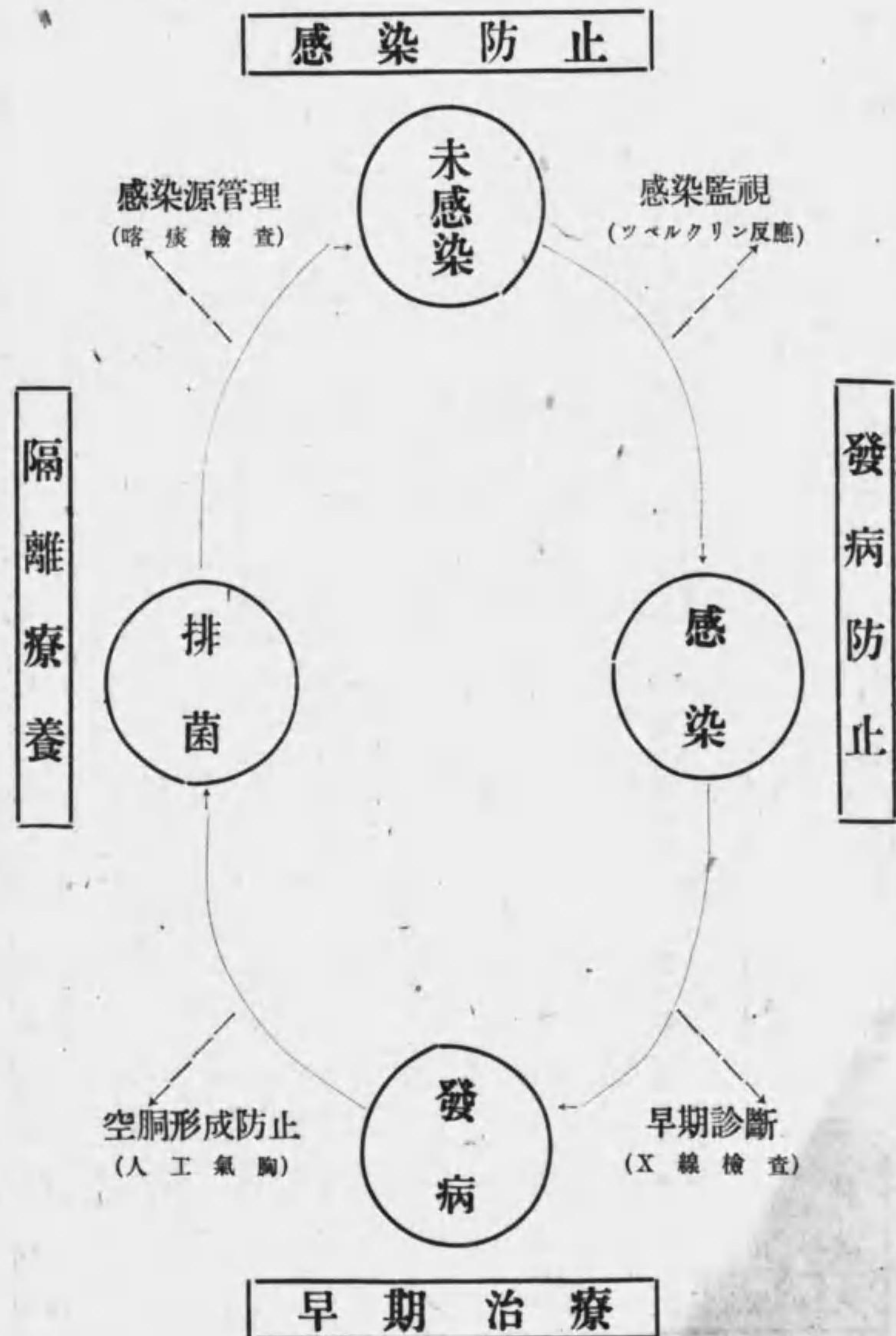
出生率		郡市別	死亡率	
10ヶ年平均	低キ順位		高キ順位	10ヶ年平均
26.1	1	岡山市	22	17.0
28.6	7	倉敷市	20	17.2
28.7	8	津山市	10	18.3
28.4	5	御津郡	9	18.3
29.1	11	赤磐郡	6	18.5
29.9	13	和氣郡	13	17.8
27.0	2	邑久郡	15	17.5
27.1	3	上道郡	6	18.5
28.5	6	兒島郡	14	17.9
28.9	9	都窪郡	17	17.4
28.9	10	浅口郡	21	17.1
29.3	12	小田郡	17	17.4
30.7	15	後月郡	2	18.8
28.4	4	吉備郡	12	17.8
31.4	20	上房郡	3	18.8
31.3	18	川上郡	5	18.5
31.4	19	阿哲郡	11	18.1
31.4	21	真庭郡	8	18.4
31.1	16	吉田郡	16	17.4
31.2	17	勝田郡	19	17.4
31.7	22	英田郡	4	18.7
30.1	14	久米郡	1	19.0

二五 岡山縣郡市別結核死亡率

(人口一万 = 付)

	昭和9年	"10年	"11年	"12年	"13年	平均
岡山市	17.09	17.64	18.72	20.04	18.96	18.49
倉敷市	27.90	16.42	18.15	16.71	22.18	20.27
津山市	13.47	16.63	13.58	16.35	17.46	15.50
御津郡	9.21	10.25	11.24	7.49	9.66	9.57
赤磐郡	9.31	7.79	7.12	7.57	8.46	8.05
和氣郡	15.32	13.30	14.54	17.87	16.83	15.57
邑久郡	8.48	10.45	13.06	11.25	10.86	10.82
上道郡	8.84	9.75	10.64	10.19	7.76	9.44
兒島郡	13.59	12.75	14.36	13.39	14.85	13.79
都窪郡	9.38	6.62	9.24	11.39	5.85	8.50
浅口郡	9.36	9.90	9.99	10.97	9.11	9.87
小田郡	10.21	11.97	13.50	9.51	12.92	11.62
後月郡	15.93	15.74	15.23	10.41	14.72	14.41
吉備郡	9.67	8.23	11.67	7.03	9.43	9.21
上房郡	16.46	12.09	16.59	18.02	13.28	15.29
川上郡	9.53	12.08	13.51	11.14	12.13	11.68
阿哲郡	7.29	10.17	10.36	12.12	10.75	10.14
真庭郡	12.29	12.12	14.26	12.46	13.44	13.01
苫田郡	13.16	11.28	11.50	11.06	15.48	12.50
勝田郡	12.55	15.18	16.54	14.59	15.76	14.92
英田郡	16.06	25.97	23.83	27.04	24.63	23.51
久米郡	11.84	11.32	14.72	13.59	14.27	13.15

二六 結核豫防、技術的方法



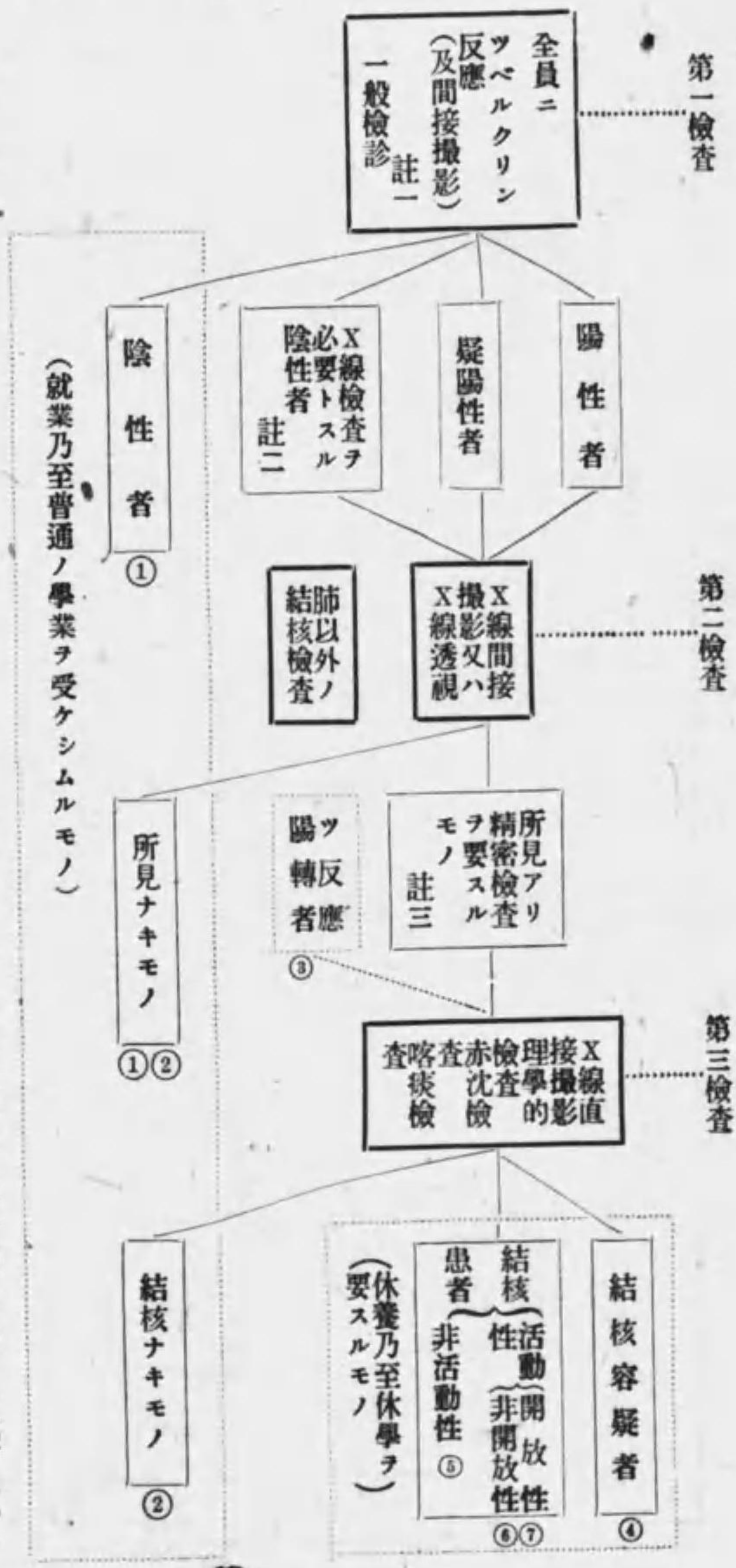
二七 結核ニ對スル集團檢診方法

(註) 一、ツベルクリン反應陽性率大ナル對象ニ對シ結核檢診ヲ施行スル際、間接撮影装置ヲ有スル處デハ、ツベルクリン反應ト共ニ全員ニ間接撮影ヲ施行シタガヨイ。此ノ際第二檢査ノX線間接撮影ハ當然省略サル、モノデアル。

二、「X線檢査ヲ必要トスル陰性者」トハツベルクリン反應陰性ナルモ、家族歴、既應症又ハ現在症ヨリ考ヘ結核疾患ニ關シ更ニ精密診斷施行ヲ要スト考ヘラル、モノヲ意味スル。

三、所見アルモノ、外所見アル疑アルモノニモ精密檢査ヲ施行スル

四、①—⑦ハ次頁「二八」參照



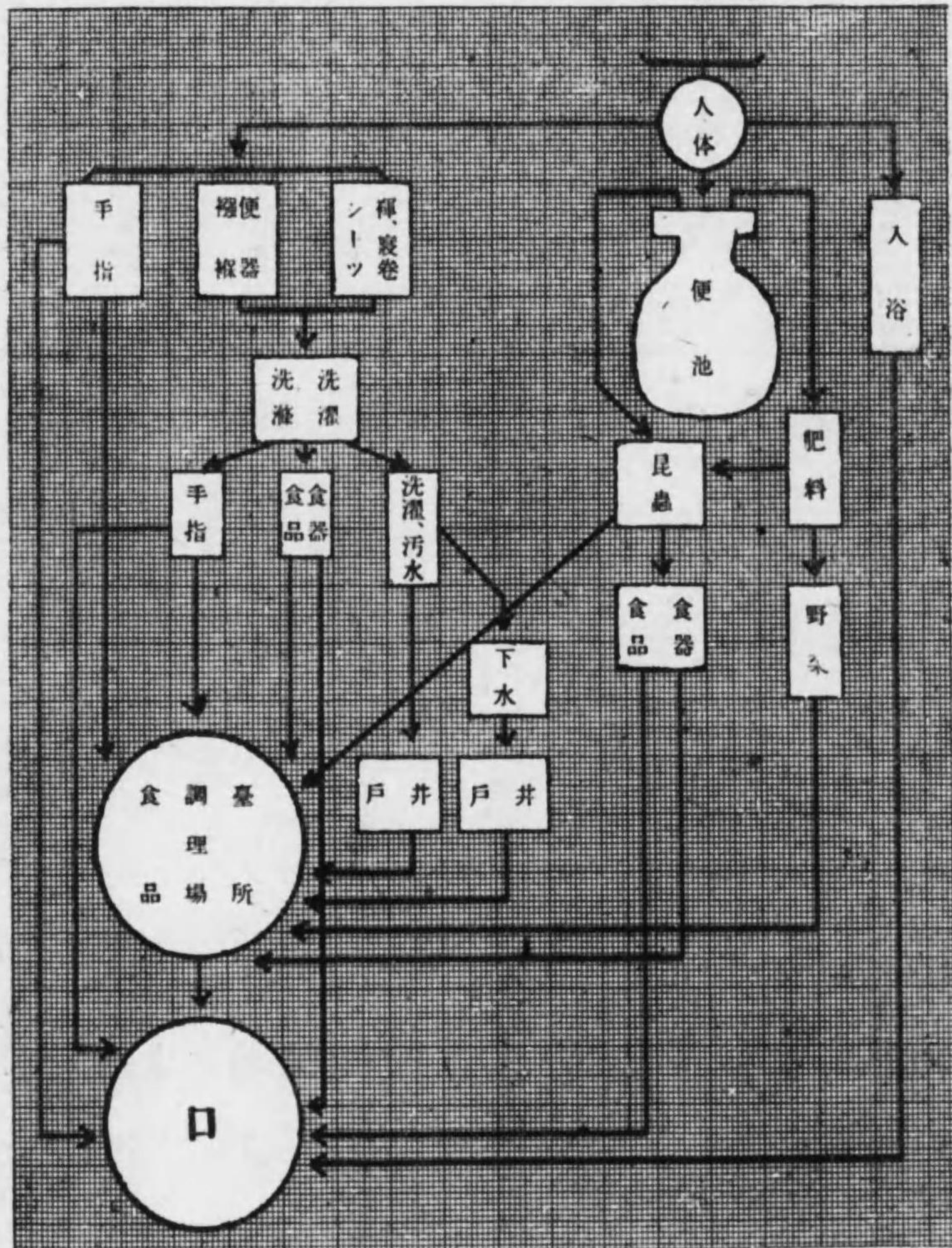
二八 結核ニ對スル集團檢診後ニ於ケル處置方法

檢診ノ結果	取扱	醫學的處置	勤務及生活
① ツ反應陰性者 (及疑陽性者)	健康	三四月ニ一回ツ反應檢査ヲ實施シ、感染ヲ警戒觀察スル BCG豫防接種	勤務及日常生活ハ正常、積極的 ナ訓練ヲ行フ、体力向上ノ對象タ ラシメ得ル
② ツ反應陽性健康者	健康	處置不要	勤務及日常生活ハ正常 時ニ勞 務鍛鍊ノ強化モ可
③ ツ反應陽轉者	要注意	一—二ヶ月ニ一回ノ精密檢査 ヲ發病ヲ警戒スル	夜勤禁止、時ニ勤務ノ輕減、日常 生活ハ睡眠休息ヲ充分ニスル心 身ノ鍛鍊ヲ禁止
④ 結核容疑者	要注意	度々精密檢査ヲ行フテ診斷ヲ 確定スル	診斷決定迄同前ノ注意ヲ行フ
⑤ 非活動性結核	要注意	時々精密檢査ニヨリ再發ヲ警 戒スル	同前注意
⑥ 活動性閉鎖性結核	要休養	人工氣胸等	休養シテ療養ヲ行フ 時々輕度 ノ勤務ニ關シツ、療養ヲ行フ
⑦ 活動性開放性結核	要療養	隔離治療	就業、通學禁止、療養生活、結 核菌撒布ヲ防グ

二九 消化器傳染病(特に赤痢)感染経路圖

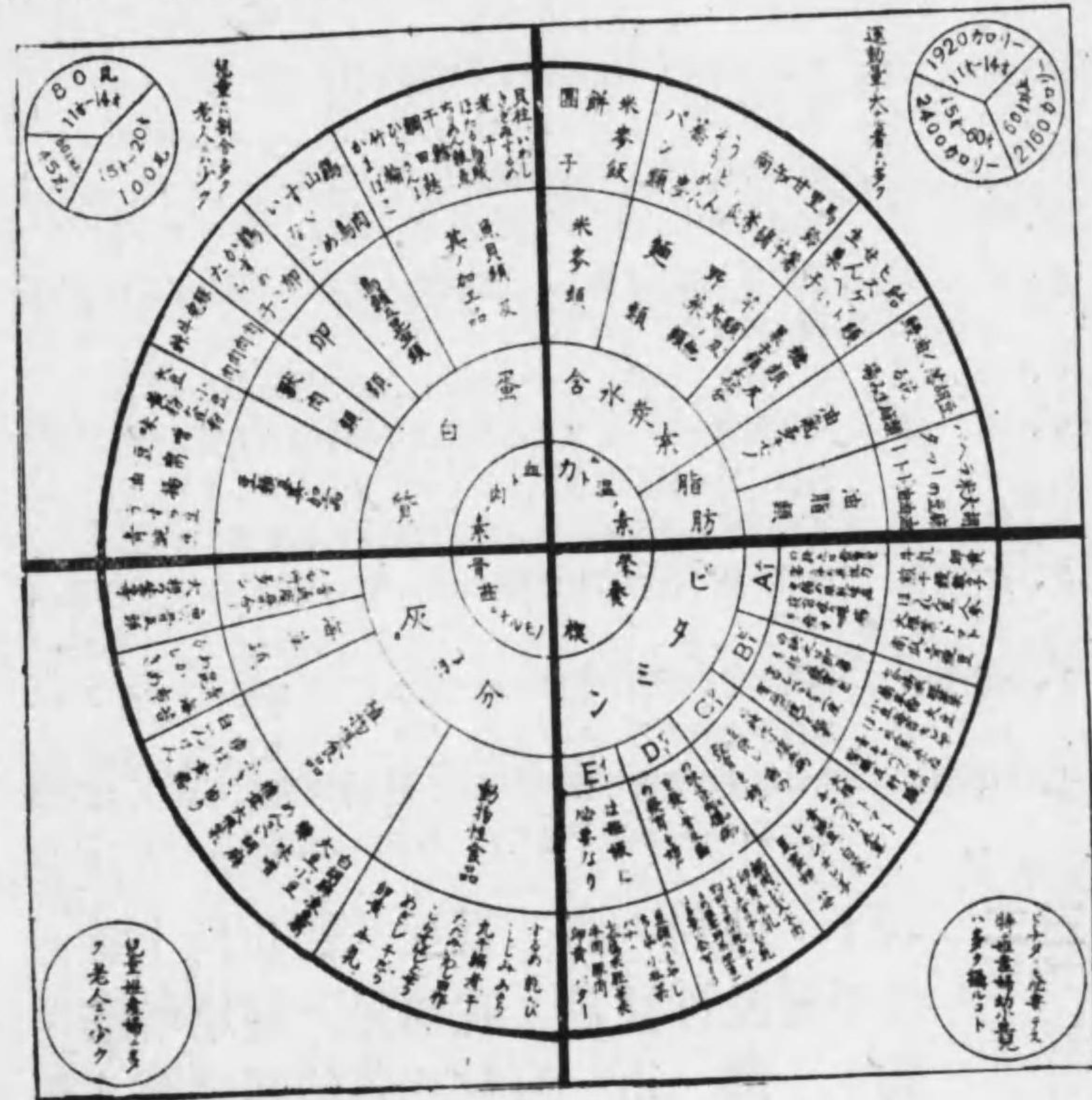
下痢をしたら赤痢と思へ!

患者 輕症者 保菌者



食前、用便後には必ず手を洗ひませう。調理の前には特に手をきれいに洗ひませう。

三〇 體位向上ハ榮養カラ



- ◆ 榮養改善ハ先ヅ主婦ノ手デ
- ◆ 家族ノ健康増進ニハ先ヅ合理的ナ食品ノ組合セガ大切デス
- ◆ 調理ハ廢物ヲ出サヌ様イタシマセウ
- ◆ 毎日毎回ノ献立中ニハ $\left. \begin{matrix} \text{カ} & \text{ト} & \text{ナ} & \text{ル} & \text{モ} \\ \text{血} & \cdot & \text{肉} & \cdot & \text{ニ} & \text{ナ} & \text{ル} & \text{モ} \\ \text{骨} & \cdot & \text{齒} & \cdot & \text{ニ} & \text{ナ} & \text{ル} & \text{モ} \\ \text{ビ} & \cdot & \text{タ} & \cdot & \text{ミ} & \text{ン} \end{matrix} \right\}$ ヲ適宜含ムコトガ必要デス
- ◆ 一ツノ食品ダケデスベテノ榮養素ヲ攝ル事ハ出來マセン
- ◆ 献立ニハ必ず五大榮養素ノ併用ニ努メマセウ
- ◆ 肉・魚介類ヲ用ヒルトキハ必ず野菜・海草等ヲ一緒ニ用ヒマセウ
- ◆ 植物性食品デ献立スル時ハ必ず動物性食品ヲ併用シマセウ
- ◆ 安價デ榮養價ニ富ム煎干粉ヲ大イニ用ヒマセウ

三一 健康十則

健康への要諦 標語千より實行一つ!

- 1、空 氣 朝は早起き、常に新鮮なる空気を吸ふこと
- 2、日 光 力めて戸外に、時々寝具も日光に曝すこと住宅は陽當りよく夏の風通しのよい家を選ぶこと
- 3、榮 養 暴食を避け、偏らず、快く、能く咀嚼して食すること
- 4、刺 戟 剛健なる精神を保ち、運動は断えず正しく行ひ常に心身の鍛錬に努むること
- 5、睡 眠 軽い疲れで休息し、夜は早寝、充分の睡眠をとること
- 6、清 潔 毎朝便通を整へ、食前用便後の手洗を勵行し常に身体清潔の保持に力め被服其他何事にも清潔を重んずること
- 7、規 律 不規律不衛生を戒しめ、常に規律正しい生活をなすこと
- 8、衣 服 厚着を避け、寝冷えぬ様注意し、特に夏季の服装は寛潤なること
- 9、精神衛生 精神は常に明朗、愉快、快活であることに努めイライラした氣持を去ること
- 10、治病矯正 常に端正な姿勢を保つに努め、時々健康相談をなし、疾病異常あらば早期治療を怠らず、あらゆる健康危害を除くこと

三二 現下ノ時局ニ鑑ミ縣民ノ體位向上特ニ青年層及母性並ニ乳幼兒ノ健康増進ニ關シ縣市町村及各種團體等ニ於テ速カニ實施ノ要アリト認メラル、具體的方策答申

(昭和16年9月)

岡山縣體位向上委員會

青年層ノ部

青年層ノ體位向上ニハ特ニ結核豫防、性病豫防、榮養改善ニ重點ヲ置キ之ガ施設ノ普及改善ニカムルト共ニ一層積極的ニ心身ノ鍛錬ヲ加フルノ要アリ而シテ之ガ根本ハ各個ノ青年ヲシテ「自カラノ健康ヲ自ラノ意志ヲ以テ保持シ強化セント努力スルハ特ニ時局下ニ於ケル國民ノ最大任務」ナルヲ自覺セシメ此ノ生活態度ノ確立ニヨリ普ク健康確保ノ自主的意志ヲ振作シ特ニ之ガ實踐力ノ強化

ト徹底ニカヲ效スベキナリ

而シテ之ヲ團體種別ニ特ニ留意スベキ事項ヲ列記スレバ左ノ如シ

一、學校生徒ノ體位向上ニ關スル事項

- (一)中等學校ニ於ケル智育偏重ノ弊ヲ根絶シ縣ハ各校ニ於ケル教科時間ヲ増加セシメザルハ勿論寧ロ之ガ減少ニ適當ノ方途ヲ講ジ特ニ上級學校入學準備教育ニ隨セザル様嚴重ニ監督スルコト
- (二)女子ノ學校ニ在リテハ健全ナル母體ノ育成ニ努ムルヲ旨トシ特ニ裁縫科教程内容ヲ再吟味シ時間外ニ尙居殘リテ裁縫ヲ續クルガ如キ弊ヲ廢シ之ガ負擔ノ軽減ヲナスト共ニ不良姿勢ノ矯正其ノ他積極的體修練ニカムルコト
- (三)體育職員ノ増員ヲ圖ルコト
- (四)全教職員ヲシテ一層生徒ノ健康ニ留意セシメ進ンデ體育ニ協力セシムルコト
- (五)生徒ニ對シ每週一日鍊成日ヲ設ケ行軍、遠足、戶外運動其ノ他常時勤勞的作業ヲ課シ特ニ持久力ノ徹底的鍊成ニカムルコト
- (六)生理衛生其ノ他衛生教授ニ當リテハ生活指導ニ重點ヲ置キ生徒ノ自主的意志ヲ以テ健康生活ニ習熟セシムル様一層工夫ヲナシ時々適當ナル醫師ノ課外講演ヲ加フル等衛生知識ノ普及ト共ニ其ノ生活化ニカメ健康教育ノ徹底ヲ圖ルコト
- (七)運動選手ニ對シテハ醫學的觀察ヲ密ニシテ其ノ運動方法ヲ一層合理化シ過度疲勞防止ニカムルコト
- (八)身體検査成績ノ活用ヲ圖リ特ニ「要注意者」ノ體育衛生ニ留意シ之ガ養護施設ニ工夫改善ヲナスコト
- (九)學校醫ノ待遇ヲ改善シ一層其ノ活動ヲ促スト共ニツベルクリン反應検査其ノ他精密ナル身體検査等ニ當リテハ醫師會ノ協力ヲ求ムルコト
- (一〇)青年學校生徒ノ健康ニ對シテハ特ニ過勞ノ保護ニ注意シ各自健康度ノ自覺ヲ促シ體位別鍊成指導ノ工夫ヲ圖リ雇傭主ニ對シテハ勤勞時間ノ一部ヲ割キ本教育ヲ受ケシムル様適切ナル勸奨ヲナスコト
- (二)學校教職員ノ身體検査ヲ精密ニシ結核罹患者ノ早期發見早期療養ニ一層力ヲ致スコト

二、農山村青年ノ體位向上ニ關スル事項

- (一)其ノ地方ニ適當セル自家用蔬菜ノ栽培、安價ナル動物性食品ノ共同購入養豚、養鶏、鯉、ワカサギ、其ノ他淡水魚ノ養殖(可成男女青年團事業トシテ共同的ニ經營セシム)ヲ指導獎勵スル等特ニ農山村ニ必要ナル榮養智識ヲ函養シ之ガ改善ニ努メシムルコト

- (二)衛生諸般特ニ結核ニ對スル正シキ知識ノ普及ヲ圖リ一層健康生活ニ努メシムルコト
- (三)男女青年團ノ講習ニ際シテハ必ズ衛生課目ヲ加フル様主務課トノ連絡ヲ密ニスルコト
- (四)勞働作業ノ合理化ヲ考究セシメ過勞防止ニカメシムルコト
- (五)ツベルクリン反應検査ノ普及ヲ圖リ適切ナル指導ヲナシ結核ノ早期發見早期治療ニ醫師會ノ積極的協力ヲ促スコト
- (六)都市工場地帯ヨリノ歸郷者調査ヲ定期的ニ實施シ之ガ檢診指導ヲ強化スルコト
- (七)寄生蟲ノ驅除豫防ニカメシムルコト

三、都市青年ノ體位向上ニ關スル事項

- (一)積極的心身鍛鍊ニカメ持久力、精神力ノ涵養ヲ圖ルコト
- (二)戶外運動、徒歩遠足ヲ獎勵シ日光ニ親シム機會ヲ多カラシムルコト
- (三)學校運動場ノ開放其ノ他體力錬成施設ヲナスコト
- (四)官廳、會社員ニ對シテ採用時ノ健康診斷ヲ精密ニスルト共ニ定期的健康診斷ヲ實施スルコト
- (五)衛生々活ノ日常化ニ付キ一層其ノ自覺ヲ促スト共ニ特ニ早寢早起ヲ勵行シ精神ノ安靜ニカメシムルコト
- (六)性病豫防ニ就キ適當ナル指導ヲナスコト

四、工場勞働者ノ體位向上ニ關スル事項

- (一)産業報國會ヲシテ産業衛生研究會ノ如キヲ縣下數ヶ所ブロック的ニ開催セシメ工場主、工場醫、勞務者ヲシテ産業衛生ノ刷新ニツキ關心ヲ持タシムルコト
- (二)勞務者採用時身體検査ヲ精密ニスルト共ニ定期身體検査ヲ形式ニ流ル、コトナク一層嚴重ニ實施セシムルコト、例バ入社時ニ、ツベルクリン反應ヲ實施シ陰性者ニハ爾後三ヶ月ニ一回是ヲ繰返シ陽性轉化ヲ發見シ是ガ養護ト指導ニ萬全ヲ期スルコト
- (三)結核患者ノ早期發見早期治療ニカメシメ疾病ニ依ル歸郷者ニ就テハ所轄警察署トノ連絡ヲ採ラシムルコト
- (四)勞務者ノ榮養改善、過勞防止其ノ他適切ナル厚生施設ノ實施普及ヲ促進スルコト
- (五)私立青年學校ヲ經營セル工場ニ對シテ教科目中ニ「衛生」ノ科目ヲ加フル様ニ命令シ特ニ結核並ニ性病豫防ニ就キ正シキ認識ヲ與フルコト
- (六)勞務者ニ對シ定期的(年一回)ワツセルマン氏反應検査ヲ施行シ有毒者

ニハ治療ノ途ヲ講ズルコト

以上ハ縣市町村諸團體ニ於テ實施スベキ特ニ緊要ト認ムル事項ヲ列記シタルニ止マルモ要ハ之ガ實踐徹底ニアリ、宜シク縣民體位向上ニ關シ其ノ指示シタル事項ハ各關係課ノ緊密ナル連絡ノ下ニ常ニ之ヲ督勵シ其ノ徹底ヲ期スルニ遺憾ナカラシムルコトヲ望ム

母性並ニ乳幼兒ノ部

本件ニ關シテハ曩ニ厚生大臣ヨリ國民體力審議會ニ諮問相成リタル「現下時局ニ於ケル母性及乳幼兒ノ體位向上方策如何」ニ對シ答申アリタル同審議會答申書ニ基キ(昭和十五年十一月三十日厚生省體力局長發地方長官宛通牒)夫々本縣都市町村ノ實情ニ即シテ速ニ具體的ニ實現化スルニアリト思考スルモ特ニ左記事項ノ徹底ヲ期スルヲ緊要ト認ム

一、速ニ妊婦登録制ヲ實施スルコト

本制度ノ實施ニ依リ貧困妊婦、工場勞働妊婦並ニ一般妊婦保護ノ實ヲ擧ゲ得ルハ元ヨリ死産統計ノ正確ヲ期シ得ルト共ニ不當ナル流早産墮胎等ノ機會ヲ防遏シ且ツ妊娠ヲシテ妊娠出產ガ單ニ個人的問題ニ非ズシテ國家的要請ナルヲ認識自覺セシムルニ效果大ナルモノアルヲ認ム而シテ今日之ガ徹底ヲ圖ル最モ容易ナル方策トシテ

(一)届出ニ依リ腹帶ノ配給ヲナスコト

今日家庭ニ於ケル綿布ノ入手ハ殆ド不可能ナル實情ニアリ之ガ配給ニハ相當困難ナル事情アル可キモ人口政策上最モ重要ナル生産ノ増加ニ關スル問題ナル以上萬難ヲ排シテ之ガ實現ニ努力スルノ要アリ然カモ右腹帶ハ爾後產褥婦ノ腹帶、丁字帶初生兒ノ衣服トナリ又襪襪トモナルモノナレバ極メテ利用價值大ナリ

(二)右届出ハ巡回指導婦(産婆)及母性輔導委員ヲ通ジ市町村長ニ爲サシメ必ズ醫師又ハ産婆ノ診察後妊娠確認ニ依リ(妊娠五ヶ月以後)當該市町村長ヲシテ腹帶購入券ヲ交付セシムルコト

尙出生、早産、死産等ノ妊娠ノ結果ヲモ届出シメ之等届出書類ハ市町村長ヨリ一括シテ縣衛生課ヘ送付セシムルコト

斯クテ巡回指導婦、母性輔導委員ト妊婦トノ連絡ヲ密ナラシメ其ノ活動ヲ促進スルコト

(三)貧困家庭ノ妊婦ニ對シテハ無料配布ノ途ヲ講ズルコト

二、母性教育ノ徹底ヲ圖ルコト

(一)各國民學校ニ「母親學校」ヲ附設セシメ地方婦人ニ對シ系統的ニ母性教

育ニ關スル長期講習ヲナスコト

(二)高等女學校、女子青年學校生徒並ニ女子青年團員ニ對シテハ特ニ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ育兒及保健ノ知識技術ニ關スル教育ヲ強化徹底シテ健全ナル母性ノ育成ニ努ムルコトヲ旨トスルコト

三、母性乳幼兒保健施設ノ普及ニカムルコト

(一)縣ハ相當額ノ補助ヲナシ之ニ關スル模範地區ヲ設定スルト共ニ之ニ對シ一層集中的指導ノ下ニ其ノ效果ヲ顯現セシメ、當該施設ノ普及ニ資セシムルコト

(二)無醫村對策ニカムルト共ニ無產婆村ニ對シテハ縣或ハ日本赤十字社支部ヨリ相當額ノ補助ヲナシ保健婦(產婆資格アルモノ)ノ普及ヲ圖ルコト

(三)一般ニ對シ母性ノ國家的使命ヲ認識セシメ母性尊重ノ適當ナル方途ヲ講ゼシムルト共ニ特ニ男女青年團、婦人會ヲシテ其ノ奉仕的活動ニ依リ妊產婦ノ勞力負擔ノ輕減(特ニ農繁期)ヲ圖ラシムルコト

(四)防空演習其ノ他婦人ノ社會的活動ヲ求ムル場合妊產育兒上障礙ヲ及ボスガ如キコトナキ様充分注意スベキコトヲ常會、各種主催團體等ニ徹底セシムルコト

(五)無料又ハ輕費產院ノ増設ヲ圖ルト共ニ貧困家庭ノ乳兒ニ對シ營養品補給ノ徹底ヲ期スルコト

四、母性乳幼兒保健指導ノ主管課ヲ整備擴充シ速カニ其ノ一元的統制ヲ圖ルコト

厚生大臣ヨリ國民體力審議會ニ諮問相成タル「現下ノ時局ニ於ケル母性及乳幼兒ノ體力向上方策如何」ニ對シ九月三十日同審議會答申

大東亞共榮圈ヲ確立スルニハ國家發展ノ原動力タル母性及乳幼兒ノ體力向上ヲ圖リ優秀ナル次代國民ヲ多數育成スルハ其ノ根本要件ナルヲ以テ國ノ總力ヲ舉ゲテ之ガ目的達成ニ邁進セザルベカラズ

然ルニ我國ノ出生率ハ大正九年ノ三六・二ヲ最高トシテ爾後二十年間一路低下ノ傾向ヲ辿リ事變前ニハ既ニ三〇臺ヲ破ラントシ更ニ昭和十三年ニハ二六・七ヘノ低下ヲ見ルニ至レリ

從ツテ之ガ根本對策トシテ出生率引上ノ爲諸方策ヲ講ズベキハ論ヲ俟タズト雖モ現下應急ノ策トシテハ既ニ出生セルモノ、死亡防止ニ全力ヲ盡スベキモノト思惟ス然ルニ我國ノ死亡率中其ノ主位ヲ占ムルモノハ實ニ乳幼兒死亡率ニシテ特ニ下痢及腸炎ニ因ルモノハ歐米文明諸國ノ十倍乃至二十倍ニ對シ居レリ斯ノ如キハ人的資源ノ大喪失ヲ意味スルノミナラズ極メテ近キ將來ノ國防上由々シ

キ問題ヲ含ムモノト謂ヒ得ベシ茲ニ於テカ國家ハ速ニ之ガ有效適切ナル對策ヲ樹立シ組織的ナル活動ニ入ラザルベカラズ、本會ハ右ノ趣旨ニ鑑ミ對策攻究ノ結果左ノ事項ヲ最モ肝要ナルモノト認メタリ

一、人口政策ニ關スル事項

國民人口ノ質ト量トノ增強ヲ主眼トスル人口政策ノ確立ハ民族百年ノ大計ニ立脚スル最緊要ナル事項ナルノミナラズ概近我國ノ持續的ナル出生率ノ低下ハ甚ダ憂フベキ實情ナルガ故ニ國家ハ關係諸機關トノ聯絡ノ下ニ速ニ一大人口政策ヲ樹立實施セザルベカラズ尙此ノ際ニハ特ニ左ノ事項ニ留意スルヲ要ス

(一)國民在來ノ思想動向ガ出生率ノ低下ニ關係淺カラザルモノアル點ニ留意シ思想對策、教育對策ノ根幹ヨリ出發スルコト

(二)子女ノ育成ト教育トガ多大ナル經濟上ノ重荷トナラザルヤウ多子家庭ノ保護ニ就テ充分考慮スルコト

(三)結婚ヲ困難ナラシメ又ハ之ヲ遲延セシムル諸種條件ノ是正ニ努ムルコト

(四)優生學的觀點ヨリ質ノ問題ヲ考慮スルコト

二、行政機關及指導機關ニ關スル事項

從來母子保健問題 殊ニ乳幼兒死亡率ノ引下ガ充分ノ效果ヲ奏セザリシハ本問題ヲ取扱フベキ行政機關及指導機關ガ複雜多岐ニシテ而モ一貫セル組織ヲ有セズ從ツテ其ノ聯絡統制上缺陷アリシニ基因スト考ヘラル、點少カラズ故ニ本對策ノ實施ニ當リテハ先ヅ之等機關ノ統合整備ヲ先決條件トス之ニ關シテハ特ニ左ノ事項ヲ實施スルヲ要ス

(一)人口問題及母子保健問題ニ關スル中央ノ行政機關ヲ整備擴充スルコト

(二)地方廳ニ於テモ中央ニ準ジ人口問題及母子保健問題ノ主管部課ニ付テ適當ニ考慮スルコト

(三)保健所、保健所設置豫定地區及市町村ニ母子保健指導機關ヲ設置スルコト(別紙計畫)

(四)前項ノ母子保健指導機關トシテ必要ナル指導醫、保健婦ノ養成ヲ行フコト

(五)保健所、健康相談所、診療所其ノ他ノ醫療保健機關ヲ再檢討シ其ノ統一整備、普遍化ヲ圖リ母性乳幼兒保護施設トシテ之ヲ全面的ニ利用シ得ルヤウ考慮スルコト

三、母性教育ニ關スル事項

結婚、妊產、育兒ニ關スル知識ノ缺乏ハ乳幼兒ノ體力低下ノ原因トナルコト甚ダ多キ事實ニ鑑ミ女學校教育ノ方法ニ大改善ヲ行フト共ニ母ノ學校或ハ母

性講習會ノ如キモノヲ屢々開催シ女性ニ母性教育ヲ徹底セシメザルベカラズ
母性教育ニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルヲ要ス

- (一)教育ニ際シテハナルベク實習ノ方法ヲ重視シ可及的保育所、乳兒院、産院等ヲ利用シテ具體的知識ノ涵養ニ努ムルコト
- (二)妊産育兒ニ關スル迷信ヲ打破スルコト
- (三)乳兒榮養ニハ母乳榮養ノ肝要ナルコトヲ強調スルコト
- (四)離乳ノ時期及離乳期ノ榮養方法ニ付注意セシムルコト
- (五)性病特ニ梅毒ニ關スル知識ヲ興フルコト

四、母性及乳幼兒ノ保護ニ關スル事項

速ニ乳幼兒ニ付國民體力法ヲ實施スルト共ニ母性及乳幼兒保護ノ爲、産院、乳兒院、保育所、兒童公園等ノ整備擴充其ノ他必要ナル各種方策ヲ講ジ且ツ母性及乳幼兒ノ保健上障礙トナル如キ慣習等ヲ是正スルノ要アリ此ノ際特ニ左ノ事項ニ留意スルヲ要ス

- (一)母性ノ社會的公共的活動ヲ求ムル場合ニハ時局關係ノモノニ在リテモ母性保護及育兒上苟モ障礙ヲ及ボスガ如キコトナキヤウ其ノ運営指導ニ付各方面ノ注意ヲ喚起スルコト
- (二)劇場、映畫館、音樂會、講演會等多衆ノ混雜スル場所ニ乳幼兒ヲ絶對ニ連行セザルヤウ一般ノ覺醒ヲ促シ場合ニ依リテハ之ガ取締ノ方途ヲ講ズルコト
- (三)勤勞婦人ノ過勞ヲ防止スル爲適當ナル休養施設ヲ講ジ妊産婦ノ保護及出産前後ノ休養等ニ付テ考慮スルコト
- (四)勤勞婦人ニ對シ授乳ノ時間ト設備ヲ興フルヤウ積極的ニ適當ナル方法ヲ講ズルコト
- (五)母乳ノ不足セル貧困兒ニ對シテハ榮養品ノ補給ヲ行フコト
- (六)妊産用品、乳兒用品、乳兒用牛乳、乳製品其ノ他ノ榮養品ノ確保ヲ期スルコト
- (七)母體ノ驅微ニ付速ニ適當ナル方策ヲ樹立實施スルコト

五、關係團體ノ活用ニ關スル事項

母性乳幼兒ノ體力向上ハ之ト關係アル各種團體ノ協力ニ依ツテ初メテ其ノ十全ノ成果ヲ收メ得ルモノナルガ故ニ諸施策ノ實施ニ當リテハ努メテ關係團體ヲ活用スルコト極メテ肝要ナリ

- (一)母性乳幼兒ノ體力向上ヲ目的トセル諸團體ノ統制ヲ圖ルト共ニ其ノ協力ヲ求メ一層活潑ナル活動ヲ促スコト
- (二)特ニ各種婦人團體ヲシテ母性乳幼兒ノ體力向上ヲ其ノ最モ主要ナ使命ノ

一ト認識セシメ之ニ關シ自發的積極的活動ヲ促スコト

- (三)醫師會、齒科醫師會、藥劑師會、産婆會、看護婦會等ノ積極的理解ト協力ヲ求ムルコト
- (四)關係學會及學術團體ノ積極的協力ヲ求ムルコト

母子保健指導機關普及計畫

- 一、各村ニ保健婦一名及囑託醫一名ヲ置ク
- 二、市及町ニハ人口三萬ヲ單位トシ母子健康相談所ヲ置キ之ニ數名ノ保健婦及囑託醫ヲ置ク
- 三、保健所及同支所ニ專任ノ技術官ヲ置キ管下ノ保健婦ヲ指導セシム
- 四、保健所未設置個所ニ於テハ保健所設置豫定區域毎ニ専門ノ醫師及指導保健婦ヲ置キ管下ノ保健婦ヲ巡回指導セシム

三三 參考書の二三

- 1、人口政策の彙 厚生省內 人口問題研究所發行
(指導者向) 發賣所 神田區駿河台3ノ5 刀江書院 定價 80 錢
 - 2、結婚訓 著者 穂積重遠
(指導者並女子青年團員向) 發行所 中央公論社 定價 1.50 圓
 - 3、母となる日の爲に 宇田川與三郎、瀨木三雄共著
(女子青年團員向) 發行所 日本青年館 大日本青少年團本部定價 50 錢
 - 4、ナチス女性の生活 著者 アン・マリー・キーファー
(同上) 發行所 神田區鍛冶町鍋町ビル 生活社 定價 1.20 圓
 - 5、愛育のこころ 恩賜財團愛育會編
(女子青年團員並婦人會員向) 發行所 三省堂 定價 1.00 圓
 - 6、結核 松田道雄著
(指導者向) 發行所 神田駿河台 弘文堂書房 定價 50 錢
 - 7、榮養讀本 鈴木梅太郎、井上兼雄共著
(同上) 發行所 京橋區京橋三丁目 日本評論社 定價 1.50 圓
 - 8、保健教本 大政翼贊會
(一般向) 發行所 神田區駿河台 翼贊圖書刊行會
- | | |
|-----------|-------|
| (1)國民と保健 | 定價50錢 |
| (2)母性の保護 | " 30錢 |
| (3)乳幼兒の育成 | " 35錢 |
| (4)結核の征服 | " 30錢 |
| (5)國民と榮養 | " 50錢 |

昭和十七年八月二十五日印刷
昭和十七年八月三十一日發行

〔健民方策〕

〔非賣品〕

不許
複製

編者 岡山市門田一二九一
村山 午 朔

發行者 岡山市門田一二九一
村山 午 朔

印刷者 岡山市丸龜町六四
岡陽館本店
(西岡四一) 辻 三郎

發行所 財團法人
岡山市石關町七二
岡山縣衛生會

特250

348

終